

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業実施要領

農 林 水 産 省 農 産 局 長 通 知  
制 定 令和7年4月1日付け6農産第5164号  
一部改正 令和8年4月7日付け7農産第4203号

## 第1 総則

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業（以下「対策事業」という。）の実施については、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和7年4月1日付け6農産第5163号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に定めるもののほか、この要領（以下「実施要領」という。）に定めるとおりとする。

## 第2 定義

- 1 農業支援サービス事業（以下「サービス事業」という。）  
別表1のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業をいう。
- 2 農業支援サービス事業者（以下「サービス事業者」という。）  
別表1のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業を、対価を得て、実施している者又は本事業を活用して実施しようとする者をいう。

## 第3 事業の構成等

対策事業の構成は次のとおりとし、事業内容、事業実施主体、補助率等は別記1又は別記2に定めるとおりとする。

- (1) スマート農業技術と産地の橋渡し支援（別記1）
- (2) 農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援（別記2）

## 第4 成果目標

対策事業の成果目標の設定に関して必要な事項は、別記1及び別記2に定めるとおりとする。

## 第5 募集方法等

### 1 募集方法

対策事業については原則として公募により選定するものとし、農林水産省のウェブサイトにおいて、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が募集する。その詳細は農産局長が別に定める公募要領によるものとする。

ただし、第3の(2)を実施しようとする者が、おおむね都道府県域で本事業の取組に係るサービス事業を実施するサービス事業者（北海道内で取り組むサービス事業者にあっては、おおむね北海道内の総合振興局・振興局域で本事業の取組に係るサービス事業を実施するサービス事業者）である場合は、当該都道府県において募集するものとする。

### 2 審査

地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）において応募者から提出された申請書類を審査・採点した上で、前項に基づき農産局長が募集を行った事業については、農産局長が設置する外部有識者等で構成される審査・評価委員会（以下「評価委員会」という。）に諮るものとする。

審査基準については、別表2並びに別記1及び別記2において定めるとおりとする。

### 3 選定方法

- (1) 応募者から提出された申請書類の採点は審査基準に基づき行うものとし、予算の範囲内で、全ての審査項目のポイントを合計し、事業ごとにポイントの高い者から順に採択するものとする。

なお、同ポイントの申請書類が複数あった場合は、事業費が少ない者を優先的に採択す

るものとする。

- (2) 地方農政局等においては、評価委員会による指摘等がある場合には、応募者に対し、指摘等を反映した書類を提出させることができるものとする。なお、この場合にあっても、ポイントの変更は行わないものとする。

#### 4 審査結果の通知等

- (1) 農産局長は、前2項に基づき審査・選定した結果（以下「審査結果」という。）について、審査等終了後、応募者から申請書類の提出を受けた地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に対して、速やかに通知するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1)により通知を受けた場合は、応募者に対して速やかに審査結果を通知するものとする。

### 第6 補助対象経費

- 1 対策事業の補助対象経費及び補助率は、別記1及び別記2に定めるとおりとする。
- 2 事業実施主体は、対策事業の会計について、他の事業等の会計と明確に区分し、費目ごとに金額が確認できる証拠書類等を整理すること。
- 3 交付決定額は、補助対象経費等の精査により交付申請額から減額することがある。

### 第7 補助対象としない経費

対策事業の実施に必要な経費であっても、以下に掲げる経費は、補助対象としない。

- (1) 事業実施主体の運営に係る経費
- (2) 特定の個人又は法人の資産形成につながる取組に係る経費（対策事業の補助対象経費として導入する機械等に係る経費を除く。）
- (3) サービス事業の実施に係る経費（対策事業の補助対象経費として対価を得ずに取り組むデモ実演等に係る経費を除く。）
- (4) 汎用性の高いものの導入（例：フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費
- (5) 毎年度必要となる資材の購入に係る経費
- (6) 対策事業により農産物の収量及び品質が低下した場合の補てんに要する経費
- (7) 対策事業を実施するために雇用した者に対して支払う経費のうち、実働に応じた対価として支払う賃金以外の経費
- (8) 事業実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (9) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- (10) 飲食費
- (11) 既存の機械の代替として同種・同能力のものを再取得する取組に要する経費
- (12) 事業実施主体が、自己資金又は助成により事業を現に実施し、又は既に終了している取組に要する経費
- (13) 補助金の交付決定前に支出される経費（第8第2項の（2）に定める交付決定前着手届を提出している場合を除く。）
- (14) 対策事業以外の事業に要する経費と区分できない経費
- (15) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (16) 国の他の補助事業等で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費
- (17) その他対策事業を実施する上で必要とは認められない経費及び対策事業の実施に要したものと証明できない経費

### 第8 事業の実施手続

- 1 事業実施計画書の作成

事業実施主体が作成する交付等要綱第5第1項の農産局長が別に定める事業実施計画書（以下「事業実施計画書」という。）の内容及び提出に当たっての手續（変更する場合を含む。）は、事業ごとに別記1及び別記2に定めるところによるものとする。

## 2 事業の交付決定及び事業着手

(1) 事業実施主体及び都道府県知事は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に事業に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあつて、事業ごとに別記1又は別記2に定める提出先に事業実施計画書を提出しかつ補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体及び都道府県知事は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体及び都道府県知事は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合には、事業実施主体（別記2の第7第1項(2)により事業実施計画書を提出した場合を除く。）は、あらかじめ、前項において事業実施計画書を提出した地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、交付決定前に事業に着手する理由を明記した交付決定前着手届を様式第1号により作成し、当該指導を受けた地方農政局長等に提出する（別記2の第7第1項の(2)により事業実施計画書を提出した場合は都道府県知事が事業実施主体から様式第1号（都道府県知事が別に定める場合はその様式）により作成された交付決定前着手届の提出を受け、その写しを地方農政局長等に提出する。）ものとする。なお、都道府県知事が交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を様式第1号により作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

(3) (2)において地方農政局長等は、交付決定前着手届の提出を受ける前に交付決定前に事業に着手する理由等を検討するとともに、交付決定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するものとし、事業着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

## 第9 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、本事業の実施年度から目標年度の前年度までの間における成果目標の達成状況等について、毎年度、事業ごとに別記1及び別記2に定めるところにより実施状況報告書を作成し、地方農政局長等（別記2の第7第1項の(2)により事業実施計画書を提出した場合は都道府県知事を通じて提出する。）に、別記1及び別記2に定める期限までに提出するものとする。

2 地方農政局長等は、前項の規定に関わらず、事業実施年度の途中において、必要に応じて事業実施主体等に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

3 第1項の事業実施状況の報告を受けた者は、その内容を点検し、成果目標の達成等が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体等に対して必要な指導を行うものとする。

## 第10 事業の評価

1 対策事業の評価に当たっては、次に定めるもののほか、事業ごとに別記1又は別記2に定めるところによる。

(1) 事業実施主体は、目標年度の翌年度に、目標年度における成果目標の達成状況等について自己評価を行い、別記1又は別記2に定める期限までに地方農政局長等に報告する（別記2の第7第1項の(2)により事業実施計画書を提出した場合は都道府県知事を通じて報告する。）ものとする。

(2) (1)の報告を受けた地方農政局長等は、遅滞なく、その内容について点検評価し、その結果を踏まえた評価所見を作成するものとし、地方農政局長等は作成した評価所見等を農産局長に提出するものとする。

(3) 農産局長は、地方農政局長等から提出を受けた評価所見等について、事業ごとに取りまとめた上で、評価結果、手法、その他必要な事項等について意見を聴取するために評価委員会に諮るものとし、地方農政局長等は、評価委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果

を取りまとめるものとする。ただし、(1)で事業実施主体が都道府県知事を通じて地方農政局長等に報告したものについては、地方農政局等において関係部局で構成する検討会を開催する等により最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

なお、評価委員会において意見聴取を行う場合には、農産局長は、必要に応じて地方農政局長等を通じて事業実施主体に指示し、事業の取組内容を評価委員会に説明させることができるものとする。

(4) 地方農政局長等は、(3)により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。

(5) 地方農政局長等は、(2)の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断する場合には、当該事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導を行い、様式第2号により速やかに改善計画を提出させるものとする。

ただし、次のア又はイに該当する場合にあっては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、(3)の規定に準じて評価委員会に諮る等した上で、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。なお、成果目標の変更手続は、交付等要綱第14の規定による計画変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

(6) (5)の改善計画に基づく取組の再評価については、(1)から(3)までの規定に準じて行うものとする。

(7) 地方農政局長等は、(5)により指導を行った場合には、改善計画及びその内容を農産局長に報告するものとする。

## 2 事業実施効果等の調査

国は、事業の実施効果等の本事業の実施に必要な事項に関する調査を関係都道府県と連携して行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

## 第11 証拠書類の保管

事業実施主体及び都道府県知事は、対策事業の支出内容の帳簿及び証拠書類又は証拠物を整備して、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、地方農政局長等から求めがあった場合には、その書類又はその書類の写しを提出しなければならない。

## 第12 収益納付

1 事業実施主体は、交付等要綱第26第1項の規定による報告について、当該報告に係る年度の翌年度の6月末までに、様式第3号を地方農政局長等に提出しなければならない。別記2の第6第1項の(2)により事業実施計画書を提出した事業実施主体にあっては、都道府県知事が事業実施主体から様式第3号に準じて報告を受け、地方農政局長等に提出しなければならない。

なお、農産局長又は地方農政局長等は、特に必要と認める場合にあっては、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。

2 交付等要綱第26第1項の規定による収益の納付を求める期間は、対策事業の各事業の目標年度までの間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、それぞれの事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度としなければならない。

なお、農産局長又は地方農政局長等は、特に必要と認める場合にあっては、当該収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

## 第13 自社製品の調達がある場合の利益等排除

事業実施主体が自社製品の調達を行う場合、事業実施主体の利益等相当分を補助することは、補助の目的上ふさわしくないため、原価(自社製品の製造原価等)をもって補助対象経費を計上すること。なお、製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な理由をもって原価と認める場合がある。

第14 その他

事業実施主体は、国の求めに応じ、サービス事業の発展に資するデータの提供等の協力及び事業効果の検証に協力するものとする。

附 則

この通知は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

別表1（第2関係）

類型	サービス内容	備考
専門作業受注型	農業者の行う農作業を代行する取組	受委託契約（農業者との直接契約を原則とする。）の下で農作業を代行するもの。
機械設備供給型	農業者が使用するスマート農業機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組	一つ又は一式の農業機械・器具につき複数の農業者に提供するものを原則とする。
人材供給型	作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組	
データ分析型	農産物（生育途中のものを含む。）、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組	
その他	上記サービス内容の複合型の取組	

※いずれの類型においても、農産物の加工・流通・販売に係るサービスは除く。

別表 2 (第 5 第 2 項関係)

## スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業 審査基準

本事業の審査に当たり、審査項目、配分基準及び点数配分は以下のとおりとする。

なお、事業の要件を満たす場合であっても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は採択しないものとする。

- ・過去 3 か年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年法律第 179 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づく交付決定取消を受けたことのある応募団体(共同団体を含む)の場合
- ・審査項目において一つでも不採択がある場合(審査・評価委員会の委員の過半から不採択と判定された項目が一つでもある場合)

## 1 共通の審査項目等

審査項目	配分基準	点数配分	
1 必須事項	①事業実施主体の適格性		
	①-1 事業実施主体の要件を満たしているか。	ア 事業実施主体要件を満たしている	1 点
		イ 事業実施主体要件を満たしていない	不採択
	①-2 事業実施計画書に記載されたサービスの内容は、農業支援サービスに該当するか。	ア 該当する	1 点
		イ 該当しない	不採択
		ウ 本項目の該当なし(別記 1 及び別記 2 の場合)	—
	②事業の継続性		
	②-1 事業実施主体の財務状況等により、継続的な事業の実施が見込めるか(損益計算書、貸借対照表等を提出できる場合)。	ア 財務状況が安定しており、事業の継続性が認められる。	1 点
		イ アに該当しないが、申請時点で本事業計画に係る取組に対して既に金融機関からの融資を受けている、融資が決定している又は融資交渉が成立している等により、事業の継続性が認められる	1 点
		ウ 直近 3 年の決算において、経常損益が 3 年連続の赤字となっている、又は、直近 1 年の決算において債務超過となっているなど、事業の継続性が認められない。	不採択
		エ 本項目の該当なし(②-2 に該当する場合)	—
	②-2 事業実施主体の財務状況等により、継続的な事業の実施が見込めるか(損益計算書及び貸借対照表を提出できない場合)。	ア 決算書の代替として提出された書類から総合的に判断し、事業の継続性が認められる。	1 点
		イ 過年度の所得額に対して事業規模が過大であるなど、事業の継続性が認められない、又は、財務状況の安定性を判断できる書類がない。	不採択
		ウ 本項目の該当なし(②-1 に該当する場合)	—
2 基本事項	①成果目標の妥当性		
	・事業実施計画に記載の取組について、成果目標の達成の可能性はあるか。成果目標が過大に見積もられることなく適切に設定されているか。	ア 成果目標の達成が見込まれ、適切に成果目標が設定されている	2 点
		イ 一部精査が必要だが、成果目標の達成が見込まれる	1 点
		ウ 適切に設定されているとはいえない	不採択
	②事業の実現可能性		
	・取組内容や実施スケジュールに無理がなく、実現性はあるか。	ア 取組内容や実施スケジュールに無理がなく、実現性がある	2 点
イ 一部精査が必要だが、取組内容や実施スケジュールに無理がなく、実現性がある		1 点	

	③実施体制 ・事業の取組内容を的確に遂行するために必要な実施体制を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。	ウ 取組内容や実施スケジュールに無理があり、実現可能とは言えない	不採択
		ア 本事業を効果的かつ適切に遂行できる体制になっている。(別記2にあつては、産地の実情を踏まえて本事業の取組に助言等を行うことができる者(都道府県、市町村、農業協同組合等)が位置づけられている。)	2点
		イ 本事業を適切に遂行することができる体制になっている	1点
	④事業費の妥当性 ・事業費は適正に算定されているか。	ウ 本事業を適切に遂行することができる体制になっていない	不採択
		ア 適正に算定されている	2点
		イ 一部精査が必要だが、おおむね適正に算定されている	1点
		ウ 精査・見直しを要する経費が多く、適正に算定されているとはいえない	不採択

## 2 各事業の審査項目等

事業ごとの審査項目、配分基準等については、事業ごとに別記1及び別記2において定めるところによるものとする。

〇〇農政局長 殿<sup>※1</sup>  
〇〇都道府県知事 殿<sup>※1</sup>

事業実施主体名  
所在地  
代表者氏名

〇〇年度スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業（〇〇事業<sup>※2</sup>）交付決定前着手届について

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業実施要領（令和7年4月1日付け6農産第5164号農林水産省農産局長通知）第8第2項の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

- （注）1 ※1について、いずれかの提出先を選択し、該当する地方農政局長等名又は都道府県知事名を記入すること。
- 2 ※2の（〇〇事業）には、交付等要綱別表1に掲げる事業メニューのうち該当する事業名を記載すること。

- 〇〇農政局長 殿<sup>※1</sup>  
〇〇都道府県知事 殿<sup>※1</sup>

事業実施主体名  
所在地  
代表者氏名

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業（〇〇事業<sup>※2</sup>）の事業実施に関する改善計画について

〇〇年度スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業（〇〇事業<sup>※2</sup>）において、成果目標の達成に向け、下記の改善計画を実施することとしたいので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及びそれを解決する上での課題等
- 3 事業の実績及び改善計画

目標 (内容及び指標)	事業実施後の状況						改善計画	
	目標値 (年度)	計画 策定時 (年度)	事業実施 年度 (年度)	1年後 (年度)	目標年 (年度)	達成率	〇年目 (年度)	達成率

- 注) 1 欄は適宜追加すること。  
2 成果目標を変更する場合は、計画時の数値を上段に（ ）を付し、下段に新たな目標値を記載すること。  
3 達成率は、(目標年年度実績－計画策定時年度実績) / (目標値－計画策定時年度実績) を記載すること。  
4 別記1の事業実施主体は、事業実施計画書に成果目標の具体的な内容（スマート農業機械の活用方法、活用面積及び活用農業者数）を記載すること

- 4 改善方策

(事業内容の見直しも含めた、課題解決に必要な方策を具体的に記述すること。)

## 5 改善計画を実施するための推進体制

- (注) 1 ※1について、いずれかの提出先を選択し、該当する地方農政局長等名又は都道府県知事名を記入すること。
- 2 ※2の(〇〇事業)には、交付等要綱別表1に掲げる事業メニューのうち該当する事業名を記載すること。
- 3 改善計画は最長で2か年までの計画とし、改善計画策定年度における本事業の事業実施状況報告書の写しを添付すること。

〇〇農政局長 殿<sup>\*1</sup>

事業実施主体名  
所在地  
代表者氏名

〇〇年度スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業（〇〇事業<sup>\*2</sup>）収益状況報告書

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知があったスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業（〇〇事業<sup>\*2</sup>）に関する〇〇年度の収益の状況について、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業実施要領（令和7年4月1日付け6農産第5164号農林水産省農産局長通知）第12第1項に基づき、別添のとおり報告する。

（別添）

1 事業の内容

2 補助事業の実施により得られた収益の累計額 円

3 上に要する費用の総額 円

4 補助金の確定額 〇年〇月〇日付け〇第〇号により確定 円

5 前年度までの収益納付額 円

6 本年度収益納付額 円

（積算根拠）

（注）1 収益計算書等を添付すること。

2 ※1について、該当する地方農政局長等名を記入すること。

3 ※2の（〇〇事業）には、交付等要綱別表1に掲げる事業メニューのうち該当する事業名を記載すること。

## 別記1 スマート農業技術と産地の橋渡し支援

### 第1 定義

本事業における用語については、実施要領第2に定めるほか、次のとおりとする。

#### スマート農業技術

次の(1)から(3)までに適合した技術のことをいう。

- (1) 農業機械、農業用ソフトウェア、農業用の器具並びに農業用設備又は農業用施設を構成する装置、建物及びその附属設備並びに構築物に組み込まれて活用されるものであること。
- (2) 情報通信技術（電磁的記録として記録された情報を活用する場合に用いられるものに限る。）を用いた技術であること。
- (3) 農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減又は農業の経営管理の合理化を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するものであること。

### 第2 事業内容等

#### 1 目的

人口減少に伴い、基幹的農業従事者が急激に減少することが見込まれる中、農産物の供給機能が持続的に発揮されるよう、農業の生産性の向上を図ることが急務となっている。これに対しては、農業の生産性の飛躍的な向上を可能とするスマート農業技術の活用が有効であるが、スマート農業技術の活用の促進に当たっては、スマート農業技術に適した農産物の新たな生産の方式の導入（以下「生産方式の革新」という。）を図りながら、その現場導入の加速化を図る必要がある。

他方で、現行のスマート農業技術が実用化されている品目が限られていることや、地域によっては、気候条件等の栽培上の課題により、生産方式の革新のみではスマート農業技術の導入が難しい場合もある。これらを踏まえて、本事業においては、スマート農業技術の他品目等への適応等の、生産方式の革新では解決できない課題への対応に向けた改良を支援することで、スマート農業技術の現場導入を加速化させることを目的とする。

#### 2 事業内容

本事業においては、スマート農業技術が組み込まれた農業機械、農業用ソフトウェア、農業用の器具等（以下「スマート農業機械」という。）を当該スマート農業機械の所期の対象品目と異なる品目へ適応させる等、特定の産地における栽培方式等へ適応させるための改良を行うこととする。また、必要に応じて関係者による検討会、改良したスマート農業機械の有効性の検証等を行うこととする。

#### 3 実施要件

本事業において対象となる取組は、以下に定める要件を満たすものであることとする。

- ① 改良の目的が生産方式の革新では対応できない課題の解決に必要なものであること。
- ② 改良するスマート農業機械は、市販されているものであること。

### 第3 実施要件等

#### 1 事業実施主体

事業実施主体は、次に掲げるいずれかの者とする。

- (1) 農業者（農業者の組織する団体も含む。）
- (2) 農業支援サービス事業者（以下「サービス事業者」という。）
- (3) 民間団体
- (4) 協議会

#### 2 事業実施主体の要件

本事業における事業実施主体は、次の要件を満たす者とする。

##### (1) 共通

- ① 本事業に係る計画を的確に実施することができる能力を有する者であること。
- ② 事務所が日本国内に所在しており、本事業の適正な執行に関する指示に対して、速やかに対応をとることが可能な者であること。
- ③ 法人及び団体においては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。
- ④ 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等（これらの定めのない民間事業者にあつてはこれらに準ずるもの。）を備えていること。
- ⑤ 法人等（個人、法人及び団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

##### (2) 農業者及びサービス事業者

次に掲げる要件を全て満たすものに限ること。ただし、農業協同組合及び農業協同組合連合会はこの限りではない。

- ① 改良したスマート農業機械を自身の営農又はサービス事業において活用すること。
- ② 本事業終了後は、スマート農業機械を活用した経営に取り組み、生産性の向上を目指す意欲を有すること。
- ③ 後継者が確保されている等、経営の継続性が担保されていること。

##### (3) 民間団体

本事業で改良するスマート農業機械を製造し、又は販売する者であつて、当該スマート農業機械の改良や利用における助言を行うことができる者であること。

##### (4) 協議会

以下の①から④までに定める要件を満たすものをいう。

- ① 第3の1の(1)から(3)までのいずれかの者を必須構成員とすること。
- ② 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公

印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。

③ 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

④ 各年度の事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

### 3 事業の実施体制

以下の者が事業実施主体又は協力者として実施体制に位置付けられていること。

① 本事業で改良するスマート農業機械を、生産性の向上を目的として主体的に活用する農業者又はサービス事業者

② スマート農業機械の改良や利用（作業上の安全性を含む。）における助言を行うことができる民間企業又は整備士等の技能や農業機械に関する知見を有する者

### 4 その他

別記1様式第1-2号のチェックシートに記載された各取組を実施すること。

## 第4 補助対象経費等

### 1 補助対象経費

交付等要綱別表2に掲げる経費のうち補助対象となる事業費の範囲は、別表1に掲げるとおりとする。

### 2 補助上限額及び補助率

補助金の上限額は事業実施主体当たり500万円とし、補助率は定額とする。

## 第5 審査基準

実施要領別表2の2に掲げる本事業の審査基準は別表2のとおりとする。

## 第6 成果目標及び目標年度

### 1 成果目標

本事業の成果目標は、本事業に供したスマート農業機械が、農業者又はサービス事業者によって活用されることとする。

### 2 目標年度

事業実施年度の翌年度とする。

## 第7 事業実施手続等

### 1 交付申請書及び事業実施計画書の作成等

(1) 事業実施主体は、本事業を実施しようとする場合、実施要領第8第1項に定める事業実施計画書を別記1様式第1-1号及び第1-2号により作成し、別記1様式第1号に係る書類として添付の上、交付等要綱第8に定める交付申請書に添えて地方農政局長等へ提出するものとする。

(2) 地方農政局長等は、(1)の規定により提出された交付申請書及び事業実施計画書について、交付等要綱、実施要領及び別に定める公募要領に照らして内容が適正であるか確認を行うものとする。

## 2 事業の交付決定等

地方農政局長等は、前項の(1)の規定により提出を受けた交付申請書及び事業実施計画書が適正であると判断する場合には、交付決定を行うものとする。

なお、交付決定後において、成果目標の達成に資する場合には、本事業の範囲内で、事業実施計画書の取組内容等を変更することができる。また、事業実施計画書で設定した成果目標に含まれる数値について、事業実施中の事情変化による増減(数値の減は天災その他やむを得ない理由があると認められる場合に限る。)を伴う変更を行うことができる。ただし、本事業において改良するスマート農業機械の型式等の変更、成果目標の変更又は交付等要綱別表2に定める重要な変更を行う場合には、あらかじめ交付等要綱第14の規定に基づく変更等承認申請書を提出の上、地方農政局長等の承認を受けなければならないものとし、その手続きは前項及び本項に準じて行うものとする。

## 第8 事業の報告等

### 1 目標年度の前年度までの事業実施状況の報告

実施要領第9第1項の報告は、以下のとおり行う。

(1) 事業実施主体は、事業実施計画書で設定した成果目標の達成状況等について、本事業の実施年度の状況を、翌年度の7月末までに、別記1様式第2号及び第2号別添により事業実施状況報告書を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

(2) 地方農政局長等は、(1)による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成等が立ち遅れていると判断した場合は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

(3) 地方農政局長等は事業実施主体に対し、(1)及び(2)に定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

### 2 評価報告

実施要領第10第1項の報告は、以下のとおり行う。

事業実施主体は、事業実施計画書で設定した成果目標の達成状況等について、目標年度の翌年度の7月末日までに別記1様式第3号及び第2号別添により評価報告書を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

## 第9 評価等

### 1 事業成果の評価及び改善措置の指導等

(1) 地方農政局長等が事業実施主体から第8の規定による評価報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業の成果の評価を行い、その評価所見等を別記1様式第4号により作成した上で、農産局長に報告するものとする。

(2) 農産局長は、(1)により提出を受けた評価所見等を取りまとめ、評価結果・手法及びそ

の他必要な事項等について意見を聴取するために評価委員会に諮るものとし、地方農政局長等は、評価委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

(3) 地方農政局長等は、(2)により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。なお、地方農政局長等は、事業実施計画書に定められた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認める場合には、当該事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導を行い、実施要領様式第2号による改善計画を速やかに報告させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、評価委員会に諮り、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。なお、成果目標の変更手続は、交付等要綱第14の規定による計画変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

(4) (3)の改善計画に基づく取組の再評価については、(1)から(3)までに準じて行うものとする。

## 2 報告又は指導

地方農政局長等は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

## 第10 安全性への配慮

(1) 事業実施主体は、スマート農業機械の改良に取り組むにあたっては、当該スマート農業機械の使用上の安全性について十分に配慮すること。

(2) 農業機械の自動走行に関しては、「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」(令和5年3月29日付け4農産第4842号農林水産省農産局長通知)等を遵守すること。

(3) 無人航空機(ドローン等)の使用に当たっては、「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン(令和元年7月30日付け元消安第1388号消費・安全局長通知)」等を遵守すること。

## 第11 開発された商品・技術の帰属

事業により発生した特許権等については、次の1から4までに掲げる事項の遵守を約する確認書を、公募による選定後、事業実施主体を通じて国に提出させることを条件に、事業実施者に帰属させることとする。ただし、国は、事業実施者の許諾を得ることなく、提出された著作物等を成果の普及等のために利用し、又は当該目的で第三者に利用させることができることとする。

1 成果が得られた場合には、遅滞なく国に報告すること。

2 国が、公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合には、当該特許権等を無償で利用する権利を、国又は国が指定する者に許諾すること。

3 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、そのことに正当な理由が認められない場合であって、特に必要があるとして国が要請するときは、当該特許権等

を利用する権利を第三者に許諾すること。

- 4 当該特許権等を第三者に譲渡し、又は第三者にその利用を許諾する場合には、事前に国と協議してその承諾を得ること。

#### 第12 環境負荷低減の取組（みどりチェック）

- 1 事業実施主体は、別記1様式第1－2号のチェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックするものとする。また、事業実施主体は、交付等要綱第8に定める交付申請書の提出に併せて、当該チェックシートを地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業実施後に前項のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、交付等要綱第19第1項に定める実績報告書の提出に併せて、当該チェックシートを地方農政局長等に提出するものとする。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員等が実際に各取組をしたかどうか確認を行うこととする。

#### 第13 その他

事業実施主体は、国の求めに応じ、スマート農業技術の普及に資するデータの提供等の協力及び事業効果の検証に協力するものとする。

別表1 (第4関係)

費目	細目	内 容	注意点
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を行う場合の会場借料に係る経費	・事業実施主体が会議室等を所有している場合は、事業実施主体の会議室等を優先的に使用すること。
	会場設営費	・事業を実施するために直接必要な会議等を行う場合の設営に係る経費	
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業機械・施設、ほ場等の借上げ経費	・リース又はレンタル費用は、事業実施期間中に発生したものに限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷、製本等に係る経費	関係者による検討会、改良したスマート農業機械の有効性の検証等に必要なものに限る。
	広告・宣伝費	・事業を実施するために直接必要なポスター・チラシ等の作成・配布等に係る経費	関係者による検討会、改良したスマート農業機械の有効性の検証等に必要なものに限る。
	情報発信費	・事業を実施するために直接必要な情報発信(事業の案内や成果発信等)にかかる費用	・事業実施主体が行う場合に限る。 ・WEBコンテンツの作成、システム管理等のWEBによる情報発信の経費を含む。
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要なデータや図書、参考文献の購入に係る経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・本事業を実施するために直接必要なスマート農業機械の改良等に必要の原材料に係る経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。 ・有償で販売するもの及び認知度向上等を目的として相当数を無償で配布するものは含まない。
	資材費	・事業を実施するために直接必要な種苗、農薬、肥料等の資材に係る経費	・資材は物品受払簿で管理すること。
	燃料費	・事業を実施するために直接必要な機械作業の燃料代	・実証試験において利用するスマート農業機械で行う作業に必要なものに限る。
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間(補助事業実施期間内)又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	人件費		・事業を実施するために直接従事する事業実施主体又は取組主体の正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当

			・人件費は、謝金の支払対象者に対して支払うことは認めない。
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金	委員等謝金	・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集、アンケート調査等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
	委員等謝金	・活動に対する指導・助言及び手引きの作成等に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
賃金等		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体又は取組主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、機械・システムの改修、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。また、事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。ただし、事業実施主体が農業者、サービス事業者又は協議会の場合についてはこの限りではない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。 ・別記1様式第1-1号別添の委託費関係明細を提出すること。
役務費		・事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費	
備品費		・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械の導入に係る経費	・取得単価が50万円以上（税別）の調査備品及び機械については、

		(サーバ導入費を含む。)。ただし、リース又はレンタルを行うことが困難な場合に限る。	見積書(原則3社以上(該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。))、カタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。
--	--	---	--

(注1) 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

(注2) 上記の経費であっても以下の経費にあつては認めないものとする。

- 1 事業実施に直接関連のない経費
- 2 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費
- 3 事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 4 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額※  
(※補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)
- 5 傷害保険等任意保険の加入に要する経費
- 6 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体が具備すべき備品、物品等の購入及びリース・レンタルに要する経費
- 7 他の国庫補助金を受けた又は受ける予定の経費
- 8 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

別表2（第5関係）

スマート農業技術と産地の橋渡し支援の審査基準

1 共通の審査項目等

実施要領別表2の1のとおり

2 各事業の審査項目等

（スマート農業技術と産地の橋渡し支援）

審査項目	配分基準	点数配分
① 課題の妥当性 課題は、本事業の目的、趣旨と合致しているものとなっているか。	合致する	1～10点
	合致しない	不採択
② スマート農業機械の改良により見込まれる効果 改良により、生産性の向上に向けた十分な効果の発揮が期待できるか。	効果の発揮が期待できる	1～5点
	効果の発揮が期待できない	不採択
③ 取組の普及性 改良されたスマート農業機械が、将来的に多くの農業者に対して活用される見込みがあるか。	多くの農業者に対して活用される見込みがある	1～10点
	農業者に対して活用される見込みがない	不採択
④ 総合評価 1の共通の審査項目及び本表の審査項目①から③までの審査を踏まえた総合的な評価	妥当といえる	1～10点
	妥当といえない	不採択
⑤ スマート農業技術活用促進法に基づく開発供給実施計画又は生産方式革新実施計画の認定（※1）	以下のいずれかに該当する場合、ポイント加算する。なお、事業実施主体が協議会にあっては、以下のうちいずれかの者が構成員となっている場合ポイント加算する。 ① 本事業の事業実施主体が農業者にあっては、採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律（令和6年法律第63号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。）に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること。 ② 本事業の事業実施主体がサービス事業	2点

	<p>者にあつては、以下のいずれかに該当する場合。</p> <p>ア 採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること</p> <p>イ 開発供給実施計画の認定を受けており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること。</p> <p>③ 本事業の事業実施主体が民間団体にあつては、採択決定日までにスマート農業技術活用促進法に基づき、開発供給実施計画の認定を受けており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること。</p>	
⑥ みどり投資税制との関連	<p>本事業で利用するスマート農業機械が、申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合</p>	1点
⑦ みどりの食料システム法の基盤確立実施計画の認定	<p>本事業の事業実施主体が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合</p>	1点

※事業実施年度中に認定を受けることが確実である場合を含む。なお、この場合において、事業実施年度中に開発供給実施計画又は生産方式革新実施計画の認定を受けることが確実であるとして加点され、このことにより採択水準に達した者が、配慮すべき事情なく事業実施年度中に計画認定を受けなかった場合には、事業実施主体は、当該事業を取り下げ、中止し、又は廃止するものとする。

別記1様式第1号（第7関係）

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

事業実施主体名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうちスマート農業技術と産地の橋渡し支援事業の事業実施計画書の提出について

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業実施要領（令和7年4月1日付け6農産第5164号農林水産省農産局長通知）別記1の第7の規定に基づき、関係書類を添えて提出する。

（注） 関係書類として、別記1様式第1-1号の事業実施計画書を添付すること。

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業  
 スマート農業技術と産地の橋渡し支援 事業実施計画書

1 事業実施主体の名称

--

2 事業実施主体の概要

法人番号 (法人の場合)		
事業実施主体の所在地		
代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	
主たる業務の内容		

3 実施体制

(1) 事業実施主体  農業者  サービス事業者  民間団体  協議会

(2) 協力者 (又は協議会構成員)

①協力者情報	<input type="checkbox"/> 農業者 <input type="checkbox"/> サービス事業者 <input type="checkbox"/> メーカー <input type="checkbox"/> 農機販売店 <input type="checkbox"/> その他 [             ]
事業者名:	
役割等:	
②協力者情報	<input type="checkbox"/> 農業者 <input type="checkbox"/> サービス事業者 <input type="checkbox"/> メーカー <input type="checkbox"/> 農機販売店 <input type="checkbox"/> その他 [             ]
事業者名:	
役割等:	
③協力者情報	<input type="checkbox"/> 農業者 <input type="checkbox"/> サービス事業者 <input type="checkbox"/> メーカー <input type="checkbox"/> 農機販売店 <input type="checkbox"/> その他 [             ]
事業者名:	
役割等:	
④協力者情報	<input type="checkbox"/> 農業者 <input type="checkbox"/> サービス事業者 <input type="checkbox"/> メーカー <input type="checkbox"/> 農機販売店 <input type="checkbox"/> その他 [             ]
事業者名:	
役割等:	

※協力者情報は適宜追加すること。

①本事業で改良するスマート農業機械を利用する農業者又はサービス事業者及び、②スマート農業機械の改良や利用 (作業上の安全性を含む。) における助言を行うことができる民間企業又は、整備士等の技能や農業機械に関する知見を有する者を記載すること。

(3) 実施体制図 (フロー図) ※

--

※実施体制図には、本事業に取り組む各者の協力体制、役割分担、事業の進行管理などの体制の方針をフロー図にて記載。(別添として添付も可)

#### 4 事業内容

##### (1) 改良するスマート農業機械

スマート農業機械の名称	
メーカー名	
型式	
改良内容	
対象機器等の所期の対象品目	
改良により対象機器等に対応させる品目	
改良を行う者の名称	
改良を行う者の有する農業機械等に関する技能や知見等の詳細	

##### (2) スマート農業機械の導入における課題

課題
生産方式の革新では対応できない課題（具体的な産地等名、品目、栽培方法に関して）

##### (3) 本事業における取組内容

--

##### (4) 本事業により改良したスマート農業機械の有効性

--

#### 5 成果目標

本事業に供したスマート農業機械等の活用（スマート農業機械等の活用方法、活用面積及び活用農業者数を含めて記載すること）

--

6 改良スケジュール

内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
	1 10 20	1 10 20	1 10 20	1 10 20	1 10 20	1 10 20	1 10 20	1 10 20	1 10 20	1 10 20	1 10 20	1 10 20	
①													
(1)													
(2)													
(3)													
(4)													
(5)													
②													
(1)													
(2)													
(3)													
(4)													
(5)													
③													
(1)													
(2)													
(3)													
(4)													
(5)													
④													
(1)													
(2)													
(3)													
(4)													
(5)													

※適宜、行を追加・削除する事

7 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

8 事業に要する経費及び負担区分

取組の種類	総事業費 (円、税込)	負担区分		消費税区分	備考欄 (使途、人件費等の場合は算定根拠を記載)
		国庫補助金 (円)	自己資金 (円)		
	0				
	0				
	0				
	0				
	0				
	0				
	0				
	0				
	0				
	0				
合計	0	0	0		

※委託費に関しては本項目のほか、別紙に明細を記載し提出する事

※「取組の種類」の欄には、実施要領別記1の別表2に掲げる費目細目を記載すること。

※「消費税区分」の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

※適宜、行を追加して記入すること。記載内容を別業とすることも可能とする。

## 9 加算ポイント

<p>①スマート農業技術活用促進法に基づく開発供給実施計画又は生産方式革新実施計画の認定（※）</p> <p>ア 本事業の事業実施主体が農業者にあつては、採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること。</p> <p>イ 本事業の事業実施主体がサービス事業者にあつては、以下のいずれかに該当する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること。</li> <li>・開発供給実施計画の認定を受けており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること。</li> </ul> <p>ウ 本事業の事業実施主体が民間団体にあつては、採択決定日までにスマート農業技術活用促進法に基づき、開発供給実施計画の認定を受けており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること。</p>	□
<p>②みどりの食料システム法との関係</p> <p>本事業で利用するスマート農業機械が、申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合</p>	□
<p>③みどりの食料システム法との関係</p> <p>本事業の事業実施主体が、みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合</p>	□

※事業実施年度中に認定を受けることが確実である場合を含む。なお、この場合において、事業実施年度中に開発供給実施計画又は生産方式革新実施計画の認定を受けることが確実であるとして加算され、このことにより採択水準に達した者が、配慮すべき事情なく事業実施年度中に計画認定を受けなかった場合には、事業実施主体は、当該事業を取り下げ、中止し、又は廃止するものとする。

## 10 個人情報の取扱いの確認

私は、次の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。	□
-----------------------------------	---

(次の「個人情報の取扱い」について同意する場合は、□印にレ点を必ずご記入ください。)

### ●個人情報の取扱い

農林水産省、都道府県、民間団体は、スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策の実施に際して得た個人情報について、「個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の実施のため利用します。

また、農林水産省、都道府県、民間団体は、本事業の実施に係る説明会や国の他の補助事業の補助金交付等のため、関係機関に必要最小限度内において提供する場合があります。

## 11 「農業分野におけるAIデータ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約

申請時	該当しない
□	□

※「農業分野におけるAIデータ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約を予定又は締結した場合は、チェックすること。

## 12 交付決定の取消の確認

事業実施主体が過去3か年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条第1項又は第2項の規程に基づく交付決定の取消を

受けたことがない	□
----------	---

## 13 暴力団員でないことの確認

事業実施主体（個人である場合はその者、法人である場合は役員等）に

暴力団員が所属していない	□
--------------	---

## 14 添付書類

1. 定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等  
(これらの定めのない民間事業者にあつてはこれらに準ずるもの。)
2. 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、議事録等）
3. 協議会の場合は、運営、会計等の規約（案）（又は写し）
4. 事業の一部を委託する場合はその委託契約書（案）（又は写し）
5. 事業の一部を委託する場合は、その委託委託内容、費用等が確認できる資料  
あわせて別記様式第1号 別添 委託費関係明細を記入し添付
6. その他地方農政局長等が必要と認める資料
7. 「みどりチェック」チェックシート
8. 改良を実施するスマート農業機械の性能がわかる資料
9. 公募要領の審査基準の加算ポイントに該当する場合は、その証拠となる書類
10. 経費使用、積算に関する参考資料
11. 別記1様式第1-3号 申請書類チェックシート

※添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能なものについては、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

1 委託先

委託先名称		
委託先代表者	所属・役職	
	氏名	
委託先担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	
主たる業務の内容		
委託先の選定理由		

2 随意契約となる場合の委託先選定理由 (該当する場合)

--

3 作業内容

(1) 改良するスマート農業機械

スマート農業機械の名称		メーカー名		型式	
改良内容					

(3) 委託作業スケジュール

内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
	1 10:20	1 10:20	1 10:20	1 10:20	1 10:20	1 10:20	1 10:20	1 10:20	1 10:20	1 10:20	1 10:20	1 10:20	
①													
(1)													
(2)													
(3)													
(4)													
②													
(1)													
(2)													
(3)													
(4)													
③													
(1)													
(2)													
(3)													
(4)													

※適宜、行を追加・削除する事

4 委託作業に要する費用及び明細

取組の種類	費用 (円、税込)	備考欄 (使途・人件費の場合は根拠を記載)
合計	0	

※適宜、行を追加・削除する事

※添付書類

- 1. 事業の一部を委託する場合は見積書(案)(又は写し)
- 2. 事業の一部を委託する場合はその委託契約書(案)(又は写し)
- 3. 委託先が行う改良等の内容がわかる資料、仕様案等
- 4. その他地方農政局長等が必要と認める資料

# 「みどりチェック」 チェックシート（農業経営体向け）

事業名		Ver. 3.1
組織名		
代表者氏名		
住所		↓該当する方に○
連絡先		申請時 (します)
		報告時 (しました)

- ・ 交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・ 実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・ 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

解説書



チェック	<b>環境関係法令の遵守等</b>
<input type="checkbox"/>	① みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	② 関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③ 正しい知識に基づく作業安全に努める
	<b>適正な施肥</b>
<input type="checkbox"/>	④ 肥料の適正な保管
<input type="checkbox"/>	⑤ 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
<input type="checkbox"/>	⑥ 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
<input type="checkbox"/>	⑦ 有機物の適正な施用による土づくりを検討
	<b>適正な防除・生物多様性への悪影響の防止</b>
<input type="checkbox"/>	⑧ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
<input type="checkbox"/>	⑨ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
<input type="checkbox"/>	⑩ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討
<input type="checkbox"/>	⑪ 農薬の適正な使用・保管
<input type="checkbox"/>	⑫ 農薬の使用状況等の記録・保存
	<b>エネルギーの節減</b>
<input type="checkbox"/>	⑬ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	<b>悪臭及び害虫の発生防止</b>
<input type="checkbox"/>	⑭ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	<b>廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</b>
<input type="checkbox"/>	⑮ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

## 「みどりチェック」 チェックシート（畜産経営体向け）

事業名		Ver. 3.1
組織名		
代表者氏名		
住所		↓該当する方に○
連絡先		申請時 (します)
		報告時 (しました)

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック	<b>環境関係法令の遵守等</b>	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③	GAP・HACCPについて可能な取組から実践
<input type="checkbox"/>	④	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している
<input type="checkbox"/>	⑤	正しい知識に基づく作業安全に努める
<input type="checkbox"/>	⑥	※和牛生産を行っている場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守
	<b>悪臭及び害虫の発生防止</b>	
<input type="checkbox"/>	⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
<input type="checkbox"/>	⑧	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 家畜排せつ物の管理基準の遵守
	<b>適正な施肥</b>	
<input type="checkbox"/>	⑨	※飼料生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 肥料の適正な保管
<input type="checkbox"/>	⑩	※飼料生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
	<b>適正な防除</b>	
<input type="checkbox"/>	⑪	※飼料生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
<input type="checkbox"/>	⑫	※飼料生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 農薬の適正な使用・保管
<input type="checkbox"/>	⑬	※飼料生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 農薬の使用状況等の記録・保存
	<b>エネルギーの節減</b>	
<input type="checkbox"/>	⑭	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	<b>廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分、生物多様性への悪影響の防止</b>	
<input type="checkbox"/>	⑮	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑯	※特定事業場である場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

## &lt;報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて&gt;

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

「みどりチェック」 チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

事業名		Ver. 3.1	
組織名			
代表者氏名			
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

↓該当する方に○

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック

<b>環境関係法令の遵守等</b>	
<input type="checkbox"/>	① みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	② 関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
<input type="checkbox"/>	④ 正しい知識に基づく作業安全に努める
<b>エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除</b>	
<input type="checkbox"/>	⑤ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
<input type="checkbox"/>	⑥ 環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
<b>悪臭及び害虫の発生防止</b>	
<input type="checkbox"/>	⑦ ※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない） <input type="checkbox"/> 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
<b>廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</b>	
<input type="checkbox"/>	⑧ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑨ 資源の再利用を検討
<b>生物多様性への悪影響の防止</b>	
<input type="checkbox"/>	⑩ ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない） <input type="checkbox"/> 生物多様性に配慮した事業実施に努める
<input type="checkbox"/>	⑪ ※特定事業場である場合（該当しない） <input type="checkbox"/> 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

スマート農業技術と産地の橋渡し支援 申請書類チェックシート

※申請書類を送付する際に、このチェックリストで書類のチェックを行い、全ての事業実施主体分の申請書類と併せて提出してください。

申請者

区分	申請書類及び添付書類、確認項目	注意点	チェック欄
要件に関するもの	改良の目的が生産方式の革新では対応できない課題の解決に必要なものであること。		
	改良するスマート農業機械等は、市販されているものである。		
	改良する機械等は、本事業にて定義するスマート農業技術が組み込まれた農業機械等であること。	本事業で定義するスマート農業技術等は別記1第1の定義記載 <a href="#">参考：スマート農業技術活用促進法について P63・P64</a>	
実施体制に関するもの	実施体制に、本事業で改良するスマート農業機械等を利用する農業者又はサービス事業者が位置付けられていること。		
	実施体制に、スマート農業機械等の改良や利用(作業上の安全性を含む。)における助言を行うことができる民間企業又は整備士等の技能や農業機械に関する知見を有する者が位置付けられていること。		
	実施体制図の記載(※実施体制図を事業計画書に直接記載しない場合に添付する。)	事業実施に当たっての実施体制(事業実施主体と協力者との役割分担等)がわかるものを記載、添付する。	
	財務資料	財務諸表等、事業実施主体の財務状況が分かるもの(原則として過去3か年分の財務三表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)や青色申告書の決算書、白色申告書の収支内訳書を提出。新規開業の場合は、新規開業以前の事業での実績がわかる資料を提出。新規開業に係る公的機関(またはそれに準じる組織)の証明があることが望ましい。)	
	事業実施主体の概要がわかる資料(※公的機関以外が事業実施主体となる場合に添付する。)	事業実施主体が民間事業者である場合には、定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等、事業に取り組む事業者の概要がわかるものを添付する。複数の事業実施主体による申請(共同申請)の場合は、それぞれの事業実施主体別に当該資料を添付すること。	
事業実施計画	事業実施計画書	別記1様式第1号 別記1様式第1-1号事業実施計画書	
	成果目標の根拠データ	記入した値に関する根拠となる資料、目標値をどのように設定したか、算定方法及び根拠についての詳細を記載した資料を添付すること。	
	審査基準の加算ポイントに係る証拠書類	別記1別表2の⑤⑥⑦に該当する場合	
	経費使用に関する参考資料	経費のうち人件費、謝金、賃金等の支払いを予定している場合は、人件費、謝金、賃金等の単価の設定根拠が確認できる資料。 なお、人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。	
	委託契約書	事業の一部を委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)を添付すること。	
	委託内容の詳細がわかる資料	事業の一部を委託する場合は、その委託委託内容、費用等が詳細に記載された資料を添付すること。 あわせて別記1様式第1-1号 別添 委託費関係明細を記入し添付すること。	
	改良を実施するスマート農業機械の性能がわかる資料	改良機械の性能がわかるパンフレット等の資料を添付すること。	
共通	申請書類チェックリスト	本チェックリスト	
	別記1 様式第1-2号 「みどりチェック」チェックシート	「みどりチェック」チェックシートは、事業実施主体に該当する様式を用いる事。	
	その他参考資料	事業実施計画等の内容を補足する資料がある場合は、必要に応じて添付すること。	

別記1様式第2号（第8関係）

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

事業実施主体名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうちスマート農業技術と産地の橋渡し支援事業の事業実施状況報告書の提出について

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業実施要領（令和7年4月1日付け6農産第5164号農林水産省農産局長通知）別記1の第8の規定に基づき、別添のとおり提出する。

（注） 別添として、別記1様式第2号別添の事業実施状況報告書を添付すること。

事業実施状況報告書  
(スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうちスマート農業技術と産地の橋渡し支援)

提出先： \_\_\_\_\_

報告年度：  事業実施年度  目標年度  改善年度

1 事業実施主体名

--

2 成果目標の達成状況

成果目標	改良したスマート農業機械の活用状況
本事業に供したスマート農業機械が、農業者又は農業支援サービス事業者によって活用されること	

(注1) 活用による労働生産性の効果について記載すること。

(注2) 活用している写真を添付すること。

3 成果目標を達成するに当たって実施した取組内容（導入機械、作業の工夫等）

--

4 今後の取組方針

--

5 本事業により改良したスマート農業機械の有効性

--

〇〇農政局長 殿

事業実施主体名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうちスマート農業技術と産地の橋渡し支援事業の事業実施状況報告書兼評価報告書の提出について

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業実施要領（令和7年4月1日付け6農産第5164号農林水産省農産局長通知）別記1の第8の規定に基づき、下記のとおり提出する。

記

第1 事業実施状況報告書（別記1様式第2号別添）

別添のとおり。

第2 評価報告書

成果目標の評価	<input type="checkbox"/> A：計画以上の成果が見られる <input type="checkbox"/> B：計画通りの成果が見られる <input type="checkbox"/> C：計画通りの成果が見られない
その事業の実施による効果	
実施に際し改善すべきと感じた事項	
総合所見	

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業（スマート農業技術と産地の橋渡し支援事業）事業評価票

No.	都道府県	事業実施主体	事業内容	改良したスマート農業機械の活用状況 <small>(注1)</small>	本事業により改良したスマート農業機械等の有効性 <small>(注1)</small>	総合所見 <small>(注2)</small>	成果目標の評価 <small>(注2)</small>	〇〇農政局長の評価結果
1								
2								
3								
4								
5								

成果目標

・本事業に供したスマート農業機械の活用

（注1）別記1 様式第2号 別添 事業実施状況報告書より転記する。

（注2）別記1 様式第2号 第2 評価報告書より転記する。

## 別記2 農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援

### 第1 定義

本事業における用語については、実施要領第2に定めるほか、次のとおりとする。

#### 1 スマート農業機械

本事業におけるスマート農業機械は、次のアからウまでに適合した技術を用いた農業機械・器具をいう。

ア 農業機械等に組み込まれて活用されるものであること。

イ 情報通信技術（電磁的記録として記録された情報を活用する場合に用いられるものに限る。）を用いた技術であること。

ウ 農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減又は農業の経営管理の合理化を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するものであること。

#### 2 スマート農業機械等

スマート農業機械及びその他の農業機械・器具をいう。

### 第2 事業内容等

#### 1 目的

農業者の高齢化等により農業従事者が大幅に減少していく中、今後とも国内の生産水準を維持するためには、スマート農業技術等を活用して専門作業の受注等を行うサービス事業者の育成・活動の促進等の加速化を図ることが重要である。

このため、サービス事業者の新規参入又は事業拡大に向けたニーズ調査、サービス事業の企画・検討のための試行・改良、サービス事業の提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援することを目的とする。

#### 2 事業構成等

本事業は以下のメニューで構成し、事業内容、補助率及び国庫補助金の上限額は、別表1に掲げるとおりとする。

##### (1) 立上げ・事業拡大の取組

サービス事業の新規立上げ又は既存のサービス事業の拡大に必要な以下の取組

ア サービス事業の新たな産地等におけるニーズ調査の実施

イ サービス事業の企画・検討に当たって必要な機械のレンタル・改修、データ収集・分析、技術実証、検討会等の実施

ウ サービス事業を企画・運営する専門人材の育成

エ サービス事業の普及に資するデモ実演、情報発信等の実施

##### (2) スマート農業機械等の導入

サービス事業の提供に必要なスマート農業機械等の導入

##### (3) 都道府県推進事務

都道府県が行う第7の規定に基づく申請書類の確認、補助金の交付及び事業の推進に

## 必要な事務並びに指導監督及び調査検討等の実施

### 第3 実施要件等

#### 1 事業実施主体

本事業における事業実施主体はサービス事業者とし、次の要件を満たす者とする。

- ア 本事業に係る計画を的確に実施することができる能力を有する者であること。
- イ 事務所が日本国内に所在しており、本事業の適正な執行に関する指示に対して、速やかに対応をとることが可能な者であること。
- ウ 法人及び団体においては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。
- エ 法人及び団体においては、本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等（これらの定めのない民間事業者にあつてはこれらに準ずるもの。）を備えていること。
- オ 法人等の役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- カ 本事業の成果を踏まえてサービス事業の継続的な事業展開が見込まれること。
- キ サービス事業の提供先を限定せず、かつ、複数の利用者にサービス事業を提供する者であること。

#### 2 事業の実施体制

事業実施主体は、本事業の実施に当たり、産地の実情を踏まえて本事業の取組に助言等を行うことができる者（都道府県、市町村、農業協同組合等）に協力を依頼し、同組織を協力者等として実施体制に位置付けるよう努めるものとする。

#### 3 事業の補助要件

- (1) 事業実施主体は、本事業の取組に基づくサービス事業の提供面積を拡大すること。
- (2) 本事業でスマート農業機械等を導入する場合は、当該スマート農業機械等を用いて提供するサービス事業の売上によって導入費用（リース導入する場合にあつてはリース物件購入価格と利用者が負担するリース諸費用を合わせた費用）を償うことが見込まれる場合に限り、事業を実施するものとする。
- (3) 本事業で導入するスマート農業機械等については、本体価格が50万円以上（税別）であること。
- (4) 事業実施主体が過去の国庫補助事業により農業支援サービス事業の育成等に係る取組に対する支援を受けている場合は、当該補助事業の成果目標の設定根拠、達成状況等を十分に考慮するものとする。

### 第4 補助対象経費

補助対象経費は、別表2に掲げるとおりとし、スマート農業機械等を導入又はリース導入する場合にあつての補助対象基準は別紙のとおりとする。

### 第5 審査基準

実施要領別表 2 の 2 に定める本事業の審査基準は、別表 3 のとおりとする。

## 第 6 成果目標及び目標年度

### 1 成果目標

本事業の成果目標は、事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大に係る目標とする。

### 2 目標年度

事業実施年度の翌々年度とする。

## 第 7 事業実施手続等

### 1 事業実施計画書の提出等

事業実施主体が本事業を実施しようとする場合、実施要領第 8 第 1 項に定める事業実施計画書は、実施要領第 5 第 1 項により農産局長が募集を行った場合にあっては（１）の方法により、都道府県が募集を行った場合にあっては（２）の方法により提出するものとする。

#### （１）地方農政局等への提出

##### ア 交付申請書及び事業実施計画書の作成等

（ア）事業実施主体は、本事業を実施しようとする場合、実施要領第 8 第 1 項に定める事業実施計画書について、別記 2 様式第 1 - 1 号から第 1 - 7 号までのうち必要な様式により作成し、農産局長が別に定める場合を除き、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業実施要領（令和 7 年 1 月 15 日付け 6 農産第 3572 号農林水産省農産局長通知）の別記 2 - 2 の事業実施主体（以下「書類等確認機関」という。）の確認を受けた上で、別記 2 様式第 1 号に關係書類として添付し、交付等要綱第 8 に定める交付申請書に添えて地方農政局長等へ提出するものとする。

（イ）地方農政局長等は、（ア）により提出された交付申請書及び事業実施計画書について、交付等要綱、実施要領及び別に定める公募要領に照らして内容が適正であるか確認を行うものとする。

（ウ）事業の範囲が複数の地方農政局の管轄する都道府県にわたる場合においては、事業実施主体は、その所在する又は主たる活動を行う都道府県を管轄する地方農政局長等に事業実施計画書等を提出するものとする。

なお、事業実施計画書等の提出を受けた地方農政局長等は、確認を行うに当たり、必要に応じ、關係する地方農政局長等に対し、事業実施計画書等の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。

##### イ 事業の交付決定

地方農政局長等は、アにより提出を受けた交付申請書及び事業実施計画書が適正であると判断する場合には、交付決定を行うものとする。

#### （２）都道府県への提出

##### ア 事業実施計画書の作成

（ア）事業実施主体は、本事業を実施しようとする場合、実施要領第 8 第 1 項に定める実

施計画書について、別記2様式第1-1号から第1-7号までのうち必要な様式により作成し、原則として書類等確認機関の確認を受けた上で、交付等要綱別記様式第1号に準じて都道府県知事が別に定める交付申請書に添えて都道府県知事に提出するものとする。なお、都道府県知事が市町村長と協議し必要と認める場合には、市町村長を経由して交付等を実施できるものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)により提出された交付申請書及び事業実施計画書について、交付等要綱及び実施要領に照らして適正であることについて審査を行い、適切と認められた場合は、交付等要綱第8に規定に基づく交付申請書に、別記2様式第2号により作成した都道府県事業実施計画書及び別記2様式第3号により作成した都道府県推進事務費内訳表を添付し、地方農政局長等に提出するものとする。

(ウ) 事業実施主体は「サービス事業者の所在地」と「サービスを提供する主たる都道府県」が異なる場合は、原則として、「サービスを提供する主たる都道府県」を管轄する都道府県知事に事業実施計画書等を提出するものとする。

なお、事業実施計画書等の提出を受けた都道府県知事は、確認を行うに当たり、必要に応じて、関係する都道府県知事に対して事業実施計画書等の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。

#### イ 事業の交付決定

地方農政局長等は、アにより提出を受けた交付申請書及び事業実施計画書が適正であると判断する場合には、交付決定を行うものとする。

### 2 事業実施計画書の変更

事業実施主体は、交付決定後において、成果目標の達成に資する場合には、本事業の範囲内で、事業実施計画書の取組内容等を変更することができる。また、事業実施計画書で設定した成果目標について、事業実施中の事情変化による目標値の増減（成果目標の減は天災その他やむを得ない理由があると認められる場合に限る。）を伴う変更を行うことができる。

ただし、成果目標の変更及び交付等要綱別表2に定める重要な変更を行う場合には、あらかじめ交付等要綱第14の規定に基づく変更等承認申請書の提出及びその承認を受けなければならないものとし、その手続きは前項に準じて行うものとする。

### 3 概算払の手続

第1項の(2)により事業実施計画書を提出した事業実施主体に交付等要綱第18第2項に基づく概算払を行う際は、以下のとおり行うものとする。

ア 都道府県知事は、概算払を受けようとする事業実施主体から別記2様式第4号（都道府県知事が別に定める場合はその様式）により概算払請求書の提出を受けるものとする。

イ 都道府県知事は、提出された概算払請求書の内容を確認し、適正であると認めた場合には、事業実施主体への交付予定額の範囲内で、当該事業実施主体に補助金を交付するとともに、交付額を通知するものとする。

### 4 事業実績の報告

第1項の(2)により事業実施計画書を提出した事業実施主体が交付等要綱第19第1項に定める実績報告書を作成する際は、以下のとおり行うものとする。

ア 都道府県知事は、事業実施主体に対し、別記2様式第5号（都道府県知事が別に定める

場合はその様式)により実績報告書を提出させるものとする。

イ 都道府県知事は、提出された実績報告書について、内容が適切か、添付資料等により取組が確実に実施されたかを確認し、必要に応じて現地確認を行った上で、事業実施主体に対して交付額を通知し、補助金を交付するものとする。

#### 5 補助金の返還

第1項の(2)により事業実施計画書を提出した事業実施主体に交付等要綱第20第2項又は22第2項の返還を求める際は、以下のとおり行うものとする。

ア 都道府県知事は、事業実施主体が補助金を返還する必要がある場合には、地方農政局長等に速やかに報告するとともに、地方農政局長等の指示の下、当該事業実施主体に速やかに通知し、補助金の返還を求めるものとする。

イ アにより補助金の返還があった場合は、都道府県知事は当該返還額を国に返還するものとする。

ウ 都道府県知事は、アにより返還を求める場合には、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、法定利率で計算した加算金を請求するものとする。

エ ウにより返還を求められた金額を支払わない事業実施主体があるときは、都道府県知事は、期限を指定してこれを督促するものとする。

オ 地方農政局長等は、必要に応じて事業実施主体に対し直接補助金の返還を求めることができるものとする。

### 第8 事業の報告等

#### 1 目標年度の前年度までの事業実施状況の報告

実施要領第9第1項の報告は、以下のとおり行う。

##### (1) 第7第1項の(1)により事業実施計画書の提出等を行った場合

ア 事業実施主体は、事業実施計画書で設定した成果目標の達成状況等について、本事業の実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、翌年度の7月末までに、別記2様式第6号により事業実施状況報告書を作成し、別記2様式第7号に添付して地方農政局長等に提出するものとする。

イ 地方農政局長等は、アによる報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成等が立ち遅れていると判断した場合は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

ウ 地方農政局長等は事業実施主体に対し、ア及びイに定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

##### (2) 第7第1項の(2)により事業実施計画書の提出等を行った場合

ア 事業実施主体は、事業実施計画書で設定した成果目標の達成状況等について、本事業の実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、翌年度の6月末までに、別記2様式第6号(都道府県知事が別に定める場合はその様式)により事業実施状況報告書を作成し、別記2様式第7号(都道府県知事が別に定める場合はその様式)に添付して都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アによる報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目

標の達成等が立ち遅れていると判断した場合は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。また、点検結果について、アの期限とする年度の7月末日までに別記2様式第8号により都道府県事業実施状況報告書を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

ウ 都道府県知事及び地方農政局長等は事業実施主体に対し、ア及びイに定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

## 2 評価報告

実施要領第10第1項の事業の評価の報告は、以下のとおり行う。

### (1) 第7第1項の(1)により事業実施計画書の提出等を行った場合

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画書で設定した目標年度の成果目標の達成状況等について、自ら評価を行い、目標年度の翌年度の7月末日までに、別記2様式第9号により評価報告書を作成し、別記2様式第10号に添付して地方農政局長等に提出するものとする。

### (2) 第7第1項の(2)により事業実施計画書の提出等を行った場合

ア 事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画で設定した目標年度の成果目標の達成状況等について、自ら評価を行い、目標年度の翌年度の6月末までに、別記2様式第9号(都道府県知事が別に定める場合はその様式)により評価報告書を作成し、別記2様式第10号(都道府県知事が別に定める場合はその様式)と併せて都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アによる報告を受けた場合には、その内容について点検し、点検結果について、アの期限とする年度の7月末日までに別記2様式第11号により都道府県事業評価報告書を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

## 第9 評価等

実施要領第10第1項の事業の評価は、以下のとおり行う。

### 1 事業成果の評価及び改善措置の指導等

(1) 地方農政局長等が事業実施主体又は都道府県知事から第8第2項の規定による評価報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業の成果の評価を行い、その評価所見等を別記2様式第12号により作成した上で、農産局長に報告するものとする。

(2) 評価果の取りまとめは、ア又はイにより行うものとする。

ア 第8第2項の(1)により事業実施主体が評価報告を行った場合

農産局長は、(1)により提出を受けた評価所見等を取りまとめ、評価結果・手法及びその他必要な事項等について意見を聴取するために評価委員会に諮るものとし、地方農政局長等は、評価委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

イ 第8第2項の(2)により事業実施主体が評価報告を行った場合

地方農政局等において関係部局で構成する検討会を開催する等により最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

(3) 地方農政局長等は、(2)により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。なお、地方農政局長等は、事業実施計画書に定められた成果目標の全部又は一部が達

成されていないと認める場合には、当該事業実施主体に対し直接又は都道府県知事を通じ、目標達成に向けて取り組むよう指導を行い、実施要領様式第2号による改善計画を別記2様式第6号による事業実施状況報告書と併せて速やかに報告させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、(2)の規定に準じて評価委員会に諮る等した上で、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。なお、成果目標の変更手続は、交付等要綱第14の規定による計画変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

(4)(3)の改善計画に基づく取組の再評価については、(1)から(3)までに準じて行うものとする。

## 2 報告又は指導

地方農政局長等及び都道府県知事は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

## 第10 環境負荷低減の取組（みどりチェック）

1 事業実施主体は、別記2様式第1-5号のチェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックするものとする。また、事業実施主体は、交付等要綱第8に定める交付申請書（第7第1項の(2)により都道府県に事業実施計画書を提出する場合にあっては、同(2)のアに規定する交付申請書をいう。）の提出に併せて、当該チェックシートを地方農政局長等又は都道府県知事に提出するものとする。

2 事業実施主体は、本事業実施後に前項のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、交付等要綱第19第1項に定める実績報告書（第7第1項の(2)により都道府県に事業実施計画書を提出した場合にあっては、同第4項に規定する実績報告書をいう。）の提出に併せて、当該チェックシートを地方農政局長等又は都道府県知事に提出するものとする。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員等が実際に各取組をしたかどうか確認を行うこととする。

3 都道府県知事は、第1項又は前項により全ての事業実施主体からチェックシートを収集し、地方農政局長等に提出するものとする。

別表1 (第2関係)

メニュー	事業内容	補助率及び上限額
<p>(1) 立上げ・事業拡大の取組</p>	<p>サービス事業者に対し、サービス事業の新規立上げ、既存のサービス事業の拡大に必要な以下の取組に係る経費を支援するものとする。</p> <p>ア サービス事業の新たな産地等におけるニーズ調査の実施</p> <p>イ サービス事業の企画・検討に当たって必要な機械のレンタル・改修、データ収集・分析、技術実証、検討会等の実施</p> <p>ウ サービス事業を企画・運営する専門人材の育成</p> <p>エ サービス事業の普及に資するデモ実演、情報発信等の実施</p>	<p>補助率：定額</p> <p>上限額：1事業実施主体当たり以下のとおり</p> <p>ア 実施要領第5第1項により農産局長が募集を行う場合：3,000万円</p> <p>イ 実施要領第5第1項により都道府県が募集を行う場合</p> <p>(ア)(イ)以外の場合：1,500万円</p> <p>(イ)事業実施主体が、スマート農業技術の活用促進に関する法律(令和6年法律第63号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。)に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置づけられており、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と合致している場合：3,000万円</p>
<p>(2) スマート農業機械等の導入</p>	<p>サービス事業者に対し、サービス事業の提供に必要なスマート農業機械等の導入に係る経費を支援するものとする。</p>	<p>補助率：1/2以内</p> <p>上限額：1事業実施主体当たり以下のとおり</p> <p>ア 実施要領第5第1項により農産局長が募集を行う場合：5,000万円</p> <p>イ 実施要領第5第1項により都道府県が募集を行う場合</p> <p>(ア)(イ)又は(ウ)以外の場合：1,500万円</p> <p>(イ)スマート農業機械を導入する場合：3,000万円</p> <p>(ウ)事業実施主体が、スマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置</p>

<p>(3) 都道府県推進事務</p>	<p>都道府県が、(1) 又は (2) の事業実施に関し、申請書類の確認、補助金の交付及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討等を行うのに要する経費を支援するものとする。</p>	<p>づけられており、かつ 本事業の取組内容が 当該計画の内容と合 致している場合： 5,000 万円</p> <p>補助率：定額 上限額：都道府県内の事業 実施主体が(1) 又 は(2) で申請する 国庫補助金の合計 額の10%以内</p>
---------------------	---	---

別表2 (第4関係)

費目	細目	推進事業のうち 対象となる メニュー	内 容	注意点
事業費	会 場 借 料	(1) 立上げ・事 業拡大の取組 (3) 都道府県推 進事務	・本事業を実施するた めに直接必要な会議・商談 会・イベント等の開催や テストマーケティング等 を行う場合の会場費とし て支払われる経費	・事業実施主体又は都道 府県が会議室等を所有し ている場合は、当該会議 室等を優先的に使用する こと。
	会 場 設 営費	(1) 立上げ・事 業拡大の取組	・本事業を実施するた めに直接必要な会議・商談 会・イベント等の開催や 実証・テストマーケティ ング等を行う場合の設営 に係る経費	
	通信・運 搬費	(1) 立上げ・事 業拡大の取組 (3) 都道府県推 進事務	・本事業を実施するた めに直接必要な郵便、運送、 電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管 理すること。 ・電話等の通信費につい ては、基本料を除く。
	借上費	(1) 立上げ・事 業拡大の取組 (3) 都道府県推 進事務	・本事業を実施するた めに直接必要な実験機器、 事務機器、通信機器、ス マート農業機械等、農業 用施設、ほ場等の借上げ 経費	・リース又はレンタル費 用は、事業実施期間中に 発生したものに限る。
	印 刷 製 本費	(1) 立上げ・事 業拡大の取組 (3) 都道府県推 進事務	・本事業を実施するた めに直接必要な資料等の印 刷、製本等に係る経費	
	情 報 発 信費	(1) 立上げ・事 業拡大の取組 (3) 都道府県推 進事務	・本事業を実施するた めに直接必要なポスター・ チラシ等の作成・配布等 に係る経費 ・事業を実施するために 直接必要な情報発信（事 業の案内や成果発信等） にかかる費用	

資料購入費	(1) 立上げ・事業拡大の取組 (3) 都道府県推進事務	・本事業を実施するために直接必要なデータや図書、参考文献の購入に係る経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
原材料費	(1) 立上げ・事業拡大の取組	・本事業を実施するために直接必要な機械等の改修や試験等に必要の原材料に係る経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。 ・有償で販売するもの及び認知度向上等を目的として相当数を無償で配布するものは含まない。
資材費	(1) 立上げ・事業拡大の取組	・本事業を実施するために直接必要な種苗、農薬、肥料等の資材に係る経費であって、実証ほ場の設置、検証、サービス事業のデモ実演等に係る掛かり増し資材費（通常の営農活動に係るものを除く。）	・資材は物品受払簿で管理すること。
燃料費	(1) 立上げ・事業拡大の取組 (3) 都道府県推進事務	・本事業を実施するために直接必要な機械や車両等の燃料代	・(1) 立上げ・事業拡大の取組においては、事業においてスマート農業機械等で行う作業に必要なものに限る。
研修受講費	(1) 立上げ・事業拡大の取組	・本事業を実施するために直接必要な研修の受講に要する経費	・補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額と、配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更後の額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。ただし、実支出額の算出に当たって、本事業により開催した研修会等において徴収した受講料等に補助対象経費が含まれる場合には、当該受講料等のうち補助対象経

				費に相当する金額を控除するものとする。
人件費		(1) 立上げ・事業拡大の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を実施するために直接従事する事業実施主体の正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料</li> <li>その他手当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積算根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産大臣官房経理課長通知。以下同じ。）」に定めるところにより取り扱うものとする。</li> <li>・人件費は、謝金の支払対象者に対して支払うことは認めない。</li> <li>・本事業で取り組む機械等の改修、データ収集・分析等、デモ実演、技術実証及びサービス事業の専門人材の育成のための研修の実施に係るものに限る。</li> </ul>
給与		(1) 立上げ・事業拡大の取組 (3) 都道府県推進事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方公務員法及び地方自治体の一部を改正する法律(平成29年5月17日法律第29号。以下「改</li> </ul>

				<p>正法」という。)」による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。</li> <li>・給与の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画書に明記すること。</li> <li>・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。</li> </ul>
報酬		<p>(1) 立上げ・事業拡大の取組 (3) 都道府県推進事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正法による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を対象とする。</li> <li>・報酬については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。</li> <li>・報酬の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画書に明記すること。</li> <li>・実働に応じた対価以外</li> </ul>

				の有給休暇や各種手当は認めない。
職員手当等		(1) 立上げ・事業拡大の取組 (3) 都道府県推進事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当、へき地手当</li> <li>・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う期末手当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正法による改正後の地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する会計年度任用職員を対象とする。</li> <li>・職員手当等の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画書に明記すること。</li> <li>・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。</li> </ul>
旅費	委員旅費	(1) 立上げ・事業拡大の取組 (3) 都道府県推進事務	・本事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	(1) 立上げ・事業拡大の取組 (3) 都道府県推進事務	・本事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
	費用弁償	(1) 立上げ・事業拡大の取組 (3) 都道府県推進事務	・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正法による改正後の地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員を対象とする。</li> <li>・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画書に明記すること。</li> </ul>

				<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用弁償の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> </ul>
謝金	委員等謝金	<p>(1) 立上げ・事業拡大の取組</p> <p>(3) 都道府県推進事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集、アンケート調査等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費</li> <li>・事業メニュー(3)においては、活動に対する指導・助言及び手引きの作成等に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費</li> <li>・事業メニュー(3)においては、都道府県に設置された第三者委員会等の会議において助言等を行う外部専門家への謝礼に必要な経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> </ul>
賃金等		<p>(1) 立上げ・事業拡大の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。</li> <li>・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。</li> <li>・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。</li> </ul>
委託費		<p>(1) 立上げ・事業拡大の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託を行うに当たっては、第三者に委託するこ</li> </ul>

		(3) 都道府県推進事務	事業の成果の一部を構成する調査の実施・取りまとめ、機械・システムの改修等)を他の者に委託するために必要な経費	とが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		(1) 立上げ・事業拡大の取組 (3) 都道府県推進事務	・本事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
備品費		(1) 立上げ・事業拡大の取組	・本事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品の導入に係る経費(サーバ導入費を含む)。ただし、リース又はレンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が50万円以上(税別)の調査備品については、見積書(原則3社以上(該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。))、カタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。
雑役務	手数料	(1) 立上げ・事	・本事業を実施するため	

費		業拡大の取組 (3) 都道府県推進事務	に直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租 税 公 課	(1) 立上げ・事業拡大の取組 (3) 都道府県推進事務	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	
機械費		(2) スマート農業機械等の導入	・サービス事業を実施するために直接必要なスマート農業機械等の導入又はリース導入に係る経費 ・サービス事業を実施するために直接必要な農業機械専用運搬車の導入又はリース導入に係る経費	・別紙の補助対象基準のとおり。 ・農業機械専用運搬車の導入又はリース導入は、本事業の取組に係るサービス事業に必要なものであって、本事業で導入するスマート農業機械等と一体的に導入する場合に限る。なお、農業機械専用運搬車とは、セーフティローダー、積載型トラッククレーン等の農業機械の積込みや積降ろしを安全かつ容易に行い得る機構を有するものとする。

(注1) 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

(注2) 上記の経費であっても以下の経費にあつては認めないものとする。

- 1 事業実施に直接関連のない経費
- 2 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費
- 3 事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 4 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額※  
(※補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)
- 5 傷害保険等任意保険の加入に要する経費
- 6 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体が具備すべき備品、物品等の購入及びリース・レンタルに要する経費
- 7 他の国庫補助金を受けた又は受ける予定の経費

- 8 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

(注3) 補助対象となる農業機械専用運搬車の要件

残存耐用年数期間において以下の要件を満たすものとする。

- 1 適正な管理のため車体に本補助金の名称（「令和〇年度スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業（農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援）」）を明示すること
- 2 運行記録、業務日報など業務の用に供していることを証する書類を整備すること
- 3 保管場所が事業所（個人の場合は自宅等）となっていること
- 4 当該車両に係る任意保険の使用目的設定が「事業使用」となっている又は他用途に使用しないことを宣誓する書面を整備すること

※本事業の目的を妨げない限度を超えて使用されていたことが確認された場合は、補助の対象外とする。

なお、農業機械専用運搬車で補助の対象となる経費は、車体に係る経費のみで、オプション・付属品（カーナビ、リアカメラ等）、自賠責保険、自動車税等、車検等の検査・登録手数料、タイヤ交換代、オイル・ガソリン代・電気代、諸手続費用は補助対象外とする。ただし、サービス事業の実施のために行うスマート農業機械等の運搬において必要となる荷台のカスタマイズ等については除く。

別表3 (第5関係)

農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援の審査基準

1 共通の審査項目等  
実施要領別表2の1のとおり

2 各事業の審査項目等  
(農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援)

審査項目	配分基準	点数配分	
1 計画内容の実効性	サービス事業の事業性や活用する技術の新規性等を踏まえ、計画内容に実効性が認められるか。	1～10点	
	実効性が認められない。	不採択	
2 総合評価	1の共通の審査項目及び本表の審査項目1の審査を踏まえた総合的な評価として、事業実施計画書の内容等の妥当性を採点する。	1～10点	
	事業実施計画書の内容等は妥当といえない。	不採択	
3 農業現場への貢献度	サービス事業の展開により、将来的により多くの農業者に対して生産性の向上の効果を発揮できるか。成果目標に応じて加算する。		
	(サービス提供先の過半以上が施設園芸の場合)		
	①-1 複数都道府県へサービスを提供する場合	20ha以上	10点
		10ha以上	7点
		5ha以上	5点
		1ha以上	3点
		1ha未満	0点
	(サービス提供先が上記以外の場合)		
	700ha以上	10点	
	500ha以上	7点	
	300ha以上	5点	
	100ha以上	3点	
	100ha未満	0点	
	①-2 都道府県内でサービスを提供する場合	サービス提供面積の拡大量に係る目標に応じて以下のとおり加算する。 (サービス提供先の過半以上が施設園芸の場合)	
		10ha以上	10点
		9ha以上	9点
		8ha以上	8点
		7ha以上	7点
		6ha以上	6点
		5ha以上	5点
		4ha以上	4点
		3ha以上	3点
		2ha以上	2点
		1ha以上	1点
		1ha未満	0点
		(サービス提供先が上記以外の場合)	
		200ha以上	10点
150ha以上		9点	
100ha以上		8点	
90ha以上		7点	
70ha以上		6点	
50ha以上		5点	
40ha以上		4点	
30ha以上	3点		
20ha以上	2点		
10ha以上	1点		
10ha未満	0点		
4 新規事業への展開に係るポイント	以下のいずれかに該当する場合、加算する ・既に何らかのサービス事業を行っている者のうち、これまでサービスで用いていた機械に加え、新たに別の種類の農業機械を用いて新規事業(ドローンを水稻の農薬散布サービ	5点	

	<p>スのみ利用する場合を除く）に取り組む場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでサービス事業を行っていない者のうち、新たに農業機械を用いたサービスを提供する取組（ドローンを水稻の農業散布サービスにのみ利用する場合を除く）に取り組む場合</li> </ul>	
5 スマート農業機械の導入	<p>事業実施主体が導入する農業機械が、スマート農業機械に該当する場合、加算する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動操舵農機（後付け装置及び自動走行農機を含み、ドローンを除く）</li> <li>・電動草刈機（自立走行式又はリモコンのもの）</li> <li>・食味・収量センサ付コンバイン</li> <li>・収穫ロボット（カメラ・AIによる画像分析等により収穫の要否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット）</li> <li>・可変施肥機（ほ場マップ等のデータを参照して自動的に可変施肥を行う機能を有するブロードキャストや田植機、施肥用ドローン等）</li> <li>・センシングドローン</li> <li>・このほか申請時点においてスマート農業技術活用促進法に基づき認定されている生産方式革新実施計画におけるスマート農業機械に合致するもの</li> </ul>	15点
6 スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の認定	<p>以下のいずれかに該当する場合、加算する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の事業実施主体が農業者にあつては、採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和6年法律第63号。以下「スマート農業技術活用促進法」という）に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致している場合。（※1）</li> <li>・本事業の事業実施主体がサービス事業者又は食品等事業者である場合にあつては、採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置づけられており、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と合致している場合。（※1）</li> </ul>	10点
7 農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定	<p>農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）に基づく事業参入計画の認定を受けている場合、加算する</p>	5点
8 みどりの投資促進税制の対象機械の導入	<p>事業実施主体が導入するスマート農業機械等が、申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合、加算する</p>	5点
9 みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定	<p>本事業の申請に係るサービス事業がみどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合、加算する</p>	5点
10 みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定	<p>サービス提供先の農業者に、みどりの食料システム法第19条第1項及び第2項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている農業者が含まれている場合、加算する</p>	5点
11 地域計画への位置づけ	<p>サービス提供地域において策定された地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち、将来像が明確化された地域計画（※2）又はブラッシュアップされた地域計画（※3）に事業実施主体がサービス事業者として位置づけられている場合、加算する</p>	5点
12 中山間地域における農業支援サービスの展開	<p>サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合、加算する</p> <p>ただし、中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標（※）において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のことを指し、平地は中山間地域以外の地域を指す。</p> <p>※HP  <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsume.html">https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsume.html</a> 掲載の「農業地域類型一覧表(令和5年3月2日改定)」の第一分類で 「中間農業地域」=3、「山間農業地域」=4と区分されている地域を確認すること。</p>	15点

※1：事業実施年度中に生産方式革新実施計画の認定を受けることが確実である場合を含む。なお、この場合において、事業実施年度中に計画認定を受けることが確実であるとして加点され、このことにより採択水準に達した者が、配慮すべき事情なく事業実施年度中に計画認定を受けなかった場合には、事業実施主体は、当該事業を取り下げ、中止し、又は廃止するものとする。

※2：「将来像が明確化された地域計画」（申請日において、次のア、イ及びウの要件を満たすものをいう。ただし、令和8年度に実施するものについては、ウの要件は適用しない。）

ア 農用地の利用の集積に関する目標

地域計画に記載する「将来の目標とする集積率」（以下「目標集積率」という。）について、次に掲げる基準を全て満たすものであること。

(ア) 目標集積率が、「現状の集積率」（以下「現状集積率」という。）を下回らないこと。

(イ) 目標集積率が8割以上であること。

ただし、都府県にあつては、農業地域類型（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年

11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。)が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が6割以上であれば可とする。

イ 農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合

地域計画に記載する「区域内の農用地等面積」から「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計を控除した面積が「区域内の農用地等面積」に占める割合(以下「農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合」という。)が、次に掲げる基準を満たすものであること。

(ア) 農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあつては、1割未満であること。

(イ) 農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあつては、2割未満であること。

ウ 地域内の農業を担う者の経営面積及び作業受託面積

地域計画に記載する「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計が、「現状」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計と比較して増加していること。

※3:「ブラッシュアップされた地域計画」(申請日において、次のア及びイの要件を満たすものをいう。)

ア 農用地の利用の集積に関する目標

地域計画に記載する目標集積率について、次に掲げる基準を全て満たすものであること。

(ア) 目標集積率が、現状集積率を下回らないこと。

(イ) 目標集積率が8割以上であること。

ただし、都府県にあつては、農業地域類型が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が6割以上であれば可とする。

イ 地域計画が最初に公告(農業経営基盤強化促進法第19条第8項に規定する公告をいう。以下同じ。)された日以降に変更されており、かつ、次に掲げる基準を全て満たすものであること。

(ア) 地域計画が最初に公告された日以降に、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に規定する協議の場が設けられ、その協議の結果が公表されていること

(イ) 変更後の地域計画における農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合が、変更前と比較して2割以上減少していること。

別記2様式第1号(第7関係)

番 号  
年 月 日

- 〇〇農政局長 殿<sup>※1</sup>
- 〇〇都道府県知事 殿<sup>※1</sup>

事業実施主体名  
所在地  
代表者氏名

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援の事業実施計画書の提出について

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業実施要領(令和7年4月1日付け6農産第5164号農林水産省農産局長通知)別記2の第7の規定に基づき、関係書類を添えて提出する。

- (注) 1 関係書類として、別記2様式第1-1号から第1-6号までを、また、スマート農業機械等の導入として農業機械専用運搬車を導入する場合は別記2様式第1-7号の理由書を添付すること。
- 2 ※1について、提出先の地方農政局長等名または都道府県知事名を記入すること。

## 事業実施計画書（総括表）

### スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援

1 事業実施計画書の提出

○○都道府県知事 殿（※1）
○○農政局長 殿（※2） （北海道農政事務所長 殿） （沖縄総合事務局長 殿）

※1：おおむね都道府県域でサービス事業を提供するサービス事業者（北海道で取り組むサービス事業者にあつては、おおむね北海道内の総合振興局・振興局域でサービスを提供するサービス事業者）である場合

※2：原則、複数の都道府県にわたりサービス事業を提供するサービス事業者（北海道で取り組むサービス事業者にあつては、原則、北海道内の複数の総合振興局・振興局でサービスを提供するサービス事業者）である場合

※ 該当する提出先を選択するとともに、「○○」を適切な名称へ修正すること。

2 事業実施主体及び共同申請者

事業実施主体名		取組むメニュー		事業実施主体区分	
事業実施主体	<input type="checkbox"/>	立上げ・事業拡大の取組	<input type="checkbox"/>	スマート農業機械等の導入	サービス事業者

注：適宜、行を追加して記入すること

3 経費の配分

事業実施主体名	メニュー	総事業費（円）	負担区分		備考
			国庫補助金（円）	その他（円）	
	合計				
	（定額）				
	（1/2以内）				

※補助率が異なる経費ごとに記載すること。

4 添付資料

- （1）別記2様式第1-2号 事業実施計画書（詳細）（必須）
- （2）別記2様式第1-5号 「みどりチェック」チェックシート（必須）

5 書類等確認機関による確認（書類等確認機関記載欄）

受付No.	確認日	確認者	備考
確認結果	<input type="checkbox"/> 事業実施主体の要件を満たしていることを確認した		
	<input type="checkbox"/> 補助要件を満たしていることを確認した		
	<input type="checkbox"/> 申請書類がそろっていることを確認した		



過年度の国の補助事業の実施実績等	農業支援サービス事業育成対策	令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度				
		実施実績	成果目標の達成状況	実施実績	成果目標の達成状況	実施実績	成果目標の達成状況	実施実績	成果目標の達成状況	実施実績	成果目標の達成状況	実施実績	成果目標の達成状況	実施実績	成果目標の達成状況			
※実施実績がある補助事業があれば、「実施実績」欄について「○」を選択するとともに、「成果目標の達成状況」欄について「達成」、「未達成」、「目標年度未到達」のいずれかを選択すること。	令和3年度補正予算スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業	実施実績		令和4年度補正予算農業支援サービス事業インキュベーション緊急対策	実施実績		令和5年度補正予算農業支援サービス事業緊急拡大支援対策	実施実績		令和6年度補正予算スマート農業・農業支援サービス導入総合サポート緊急対策事業	実施実績		令和7年度当初予算スマート農業・農業支援サービス導入総合サポート事業	実施実績		令和8年度補正予算スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業	実施実績	
		成果目標の達成状況			成果目標の達成状況			成果目標の達成状況			成果目標の達成状況			成果目標の達成状況			成果目標の達成状況	
		実施実績			実施実績			実施実績			実施実績			実施実績			実施実績	
		成果目標の達成状況			成果目標の達成状況			成果目標の達成状況			成果目標の達成状況			成果目標の達成状況			成果目標の達成状況	

### 3 農業支援サービスの内容

本事業の取組に係るサービスの類型等	サービス事業の類型	左記で「⑤その他複合型」を選択した場合は、該当するサービス類型を複数選択				サービス事業において対象とする作物																																																																																														
本事業の取組に係るサービス事業の内容																																																																																																				
サービス事業の実施状況	<input type="checkbox"/>	既に何らかの農業支援サービスを実施している	<input type="checkbox"/>	本事業により新規でサービス事業を実施する																																																																																																
(既に実施している場合) 当該サービスの具体的内容																																																																																																				
本事業の取組に係るサービス事業における取組・技術の特徴・必要性																																																																																																				
サービス事業の利用者の現状・課題																																																																																																				
本事業の取組に係るサービス事業の展開戦略																																																																																																				
本事業の取組に係るサービス事業を実施する都道府県	<table border="1"> <tr><td>北海道</td><td>-</td></tr> <tr><td>青森県</td><td>-</td></tr> <tr><td>岩手県</td><td>-</td></tr> <tr><td>宮城県</td><td>-</td></tr> <tr><td>秋田県</td><td>-</td></tr> <tr><td>山形県</td><td>-</td></tr> <tr><td>福島県</td><td>-</td></tr> <tr><td>茨城県</td><td>-</td></tr> <tr><td>栃木県</td><td>-</td></tr> <tr><td>群馬県</td><td>-</td></tr> </table>	北海道	-	青森県	-	岩手県	-	宮城県	-	秋田県	-	山形県	-	福島県	-	茨城県	-	栃木県	-	群馬県	-	<table border="1"> <tr><td>埼玉県</td><td>-</td></tr> <tr><td>千葉県</td><td>-</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>-</td></tr> <tr><td>神奈川県</td><td>-</td></tr> <tr><td>山梨県</td><td>-</td></tr> <tr><td>長野県</td><td>-</td></tr> <tr><td>静岡県</td><td>-</td></tr> <tr><td>新潟県</td><td>-</td></tr> <tr><td>富山県</td><td>-</td></tr> <tr><td>石川県</td><td>-</td></tr> </table>	埼玉県	-	千葉県	-	東京都	-	神奈川県	-	山梨県	-	長野県	-	静岡県	-	新潟県	-	富山県	-	石川県	-	<table border="1"> <tr><td>福井県</td><td>-</td></tr> <tr><td>岐阜県</td><td>-</td></tr> <tr><td>愛知県</td><td>-</td></tr> <tr><td>三重県</td><td>-</td></tr> <tr><td>滋賀県</td><td>-</td></tr> <tr><td>京都府</td><td>-</td></tr> <tr><td>大阪府</td><td>-</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>-</td></tr> <tr><td>奈良県</td><td>-</td></tr> <tr><td>和歌山県</td><td>-</td></tr> </table>	福井県	-	岐阜県	-	愛知県	-	三重県	-	滋賀県	-	京都府	-	大阪府	-	兵庫県	-	奈良県	-	和歌山県	-	<table border="1"> <tr><td>鳥取県</td><td>-</td></tr> <tr><td>島根県</td><td>-</td></tr> <tr><td>岡山県</td><td>-</td></tr> <tr><td>広島県</td><td>-</td></tr> <tr><td>山口県</td><td>-</td></tr> <tr><td>徳島県</td><td>-</td></tr> <tr><td>香川県</td><td>-</td></tr> <tr><td>愛媛県</td><td>-</td></tr> <tr><td>高知県</td><td>-</td></tr> <tr><td>福岡県</td><td>-</td></tr> </table>	鳥取県	-	島根県	-	岡山県	-	広島県	-	山口県	-	徳島県	-	香川県	-	愛媛県	-	高知県	-	福岡県	-	<table border="1"> <tr><td>佐賀県</td><td>-</td></tr> <tr><td>長崎県</td><td>-</td></tr> <tr><td>熊本県</td><td>-</td></tr> <tr><td>大分県</td><td>-</td></tr> <tr><td>宮崎県</td><td>-</td></tr> <tr><td>鹿児島県</td><td>-</td></tr> <tr><td>沖縄県</td><td>-</td></tr> </table>	佐賀県	-	長崎県	-	熊本県	-	大分県	-	宮崎県	-	鹿児島県	-	沖縄県	-	サービスを提供する都道府県数 <input type="text" value="0"/>
北海道	-																																																																																																			
青森県	-																																																																																																			
岩手県	-																																																																																																			
宮城県	-																																																																																																			
秋田県	-																																																																																																			
山形県	-																																																																																																			
福島県	-																																																																																																			
茨城県	-																																																																																																			
栃木県	-																																																																																																			
群馬県	-																																																																																																			
埼玉県	-																																																																																																			
千葉県	-																																																																																																			
東京都	-																																																																																																			
神奈川県	-																																																																																																			
山梨県	-																																																																																																			
長野県	-																																																																																																			
静岡県	-																																																																																																			
新潟県	-																																																																																																			
富山県	-																																																																																																			
石川県	-																																																																																																			
福井県	-																																																																																																			
岐阜県	-																																																																																																			
愛知県	-																																																																																																			
三重県	-																																																																																																			
滋賀県	-																																																																																																			
京都府	-																																																																																																			
大阪府	-																																																																																																			
兵庫県	-																																																																																																			
奈良県	-																																																																																																			
和歌山県	-																																																																																																			
鳥取県	-																																																																																																			
島根県	-																																																																																																			
岡山県	-																																																																																																			
広島県	-																																																																																																			
山口県	-																																																																																																			
徳島県	-																																																																																																			
香川県	-																																																																																																			
愛媛県	-																																																																																																			
高知県	-																																																																																																			
福岡県	-																																																																																																			
佐賀県	-																																																																																																			
長崎県	-																																																																																																			
熊本県	-																																																																																																			
大分県	-																																																																																																			
宮崎県	-																																																																																																			
鹿児島県	-																																																																																																			
沖縄県	-																																																																																																			
	北海道の総合振興局・振興局					サービスを提供する総合振興局等の数 <input type="text" value="0"/>																																																																																														
※ サービスを提供する都道府県に○を選択すること。 ※ 北海道内の複数総合振興局・振興局でサービスを提供する事業者はサービスを提供する主な総合振興局・振興局を記載すること。																																																																																																				

#### 4 事業計画

##### (1) 本事業の実施体制

<input type="checkbox"/>	産地の実情を踏まえて本事業の取組に助言等を行うことができる者（都道府県、市町村、農業協同組合等）が実施体制に位置付けられている

注1：実施体制図として、本事業に取り組む各者の協力体制、役割分担、事業の進行管理などの体制の方針をフロー図として記載すること（別添でも可）。

注2：委託先など、事業実施主体以外の事業者がいる場合は必ず記載すること。

注3：産地の実情を踏まえて本事業の取組に助言等を行うことができる者（都道府県、市町村、農業協同組合等）が実施体制に位置付けられている場合には、フロー図に明記した上でチェック欄においてチェックをつけること。

##### (2) 本事業の目的・内容

###### ア 本事業における取組内容の概要

--

###### イ 取組内容の詳細

###### ① 立上げ・事業拡大の取組

取組区分	目的	内容	備考 (※)
サービス事業の新たな産地等におけるニーズ調査の実施			
サービス事業の企画・検討に当たって必要な機械のレンタル・改修、データ収集・分析、技術実証、検討会等の実施			
サービス事業を企画・運営する専門人材の育成			
サービス事業の普及に資するデモ実演、情報発信等の実施			

※：自己資金で行う取組がある場合には、備考欄に記載すること。

② 導入・リース導入するスマート農業機械等（適宜、行を追加して記載すること。）

農業機械等の名称	メーカー名	型式	リース導入に該当	リース事業者名(※1)	取得予定年月	1台当たり導入価格(円、税込)	台数	税込み価格(円) (A)	国庫補助金額(円)	リース諸費用(円) (B)	新品・中古の別	法定耐用年数(※2) (C)	年あたりの機械費(D) (自動計算) (A+B)/(C)	備考
合計												年あたりの機械費(D)の合計		

※1：リース導入する場合のみリース事業者名を記載すること。

※2：中古の場合は、法定耐用年数から経過年数を除いた残存期間（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる）を記入すること。

※：リース導入の場合は別添1-1及び1-2の機械リース計画書を添付すること。

※：農業機械専用運搬車を導入する場合は、様式第1-7号の農業機械専用運搬車導入理由書を添付すること。

注：下取り価格又は処分益がある場合には、台当たり導入価格欄に下取り価格又は処分益（税抜き）を控除した価格を記入して下さい。また、「備考」欄に下取り価格又は処分益（税抜）を記入して下さい。

(3) 本事業の実施スケジュール（適宜、行を追加して記載すること。）

内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
	1/10/20	1/10/20	1/10/20	1/10/20	1/10/20	1/10/20	1/10/20	1/10/20	1/10/20	1/10/20	1/10/20	1/10/20	
① 立上げ・事業拡大の取組													
ア サービス事業の新たな産地等におけるニーズ調査の実施													
(1)													
イ サービス事業の企画・検討に当たって必要な機械のレンタル・改修、データ収集・分析等の実施													
(1)													
ウ サービス事業を企画・運営する専門人材の育成													
(1)													
エ サービス事業の普及に資するデモ実演、情報発信等の実施													
(1)													
② スマート農業機械等導入の取組													
(1)													

※ 取組内容ごとに取り組む時期を網掛けにより示して下さい。

事業完了予定年月日	
-----------	--

(4) 経費の配分

取組の種類	総事業費 (円、税込)	負担区分			消費税区分 (※1)	積算根拠
		国庫補助金 (円)	補助率	自己資金 (円)		
① 立上げ・事業拡大の取組						
ア サービス事業の新たな産地等におけるニーズ調査の実施						
費目			定額			
細目						
イ サービス事業の企画・検討に当たって必要な機械のレンタル・改修、データ収集・分析、技術実証、検討会等の実施						
費目			定額			
細目						
ウ サービス事業を企画・運営する専門人材の育成						
費目			定額			
細目						
エ サービス事業の普及に資するデモ実演、情報発信等の実施						
費目			定額			
細目						
	①のうち人件費					
	①のうち委託費					
② スマート農業機械等の導入			1/2			
総計 (①+②)						

※1：消費税区分欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

注1：適宜、行を追加して記載すること。

注2：人件費、給与、報酬、職員手当等、費用弁償、謝金及び賞金等については、その単価の設定根拠がわかる資料を添付すること。

注3：その他経費については、費用の根拠となる資料を添付すること。

注4：記載内容を別業とすることも可能とする。

5 成果目標及びそれに付随する計画

(1) 成果目標

成果目標	現状（令和〇年度）（※1）（事業実施前年度）		事業実施年度（令和〇年度）		令和〇年度		目標年度（令和〇年度）		成果目標の拡大量（目標年度値－現状値）		うち施設園芸に係る面積	
		ha		ha		ha		ha		ha	0	ha
(1) 本事業の取組に係るサービスを活用する農地面積に係る成果目標（※1）		ha		ha		ha		ha		ha	0	ha
目標値の算定方法及び根拠												

(2) 成果目標に付随する計画

成果目標に付随する計画	現状（※1）（令和〇年度）		事業実施年度（令和〇年度）		令和〇年度		目標年度（令和〇年度）		目標値の算定方法又は根拠（※2）
		経営体		経営体		経営体		経営体	
(2) 本事業の取組に係るサービスを活用する経営体数に係る計画（※1）		経営体		経営体		経営体		経営体	
(3) 事業実施主体の提供するサービス全体の売上げに係る計画（万円）（※2）		万円		万円		万円		万円	

※1：本事業の取組に係る農業支援サービスの現状及び目標等を記入すること。

※2：事業実施主体が取り組む農業支援サービス（本事業の取組に係る農業支援サービスに限らない。）に係る現状及び目標を記入すること。

(3) 事業実施要領第別記2-1第2の4の(2)の要件の確認

(スマート農業機械等の導入を行う場合) 本事業で導入する農業機械を用いたサービスに係る売上見込み（万円） (A)	処分制限期間における年あたりの機械費（万円）（※） (B)	全ての導入費用を償うことが見込まれる (A) > (B)

※4の(2)の②を再掲（本事業で導入する農業機械の価格合計÷耐用年数）。

6 導入するスマート農業機械等における要件等の確認

農業機械の名称 (自動表示)	メーカー名 (自動表示)	型式 (自動表示)	安全性検査合格機の選定			加算ポイントの該当(※3)		備考
			導入予定機械の発売 年月日	安全性検査合格の確 認対象の該当 (※1)	安全性検査に合格し ていることの確認 (※2)	スマート農業機械に 該当	みどり投資促進税制 の対象機械に該当	
				-	<input type="checkbox"/> 確認した	-	-	
				-	<input type="checkbox"/> 確認した	-	-	
				-	<input type="checkbox"/> 確認した	-	-	

※1：農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）のうち令和7年度以降新たに発売される型式の場合は、○を選択し、安全性検査合格機であるかどうか確認すること。

※2：検査合格機については、過年度分を含めて国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構のWEBサイトで検索できるほか、令和7年度以降の検査合格機については、各農業機械メーカーのWEBサイト、製品カタログ等に合格証票が掲載されていることを確認すること。確認した場合には、チェックをつけること。

※3：「加算ポイントの該当」欄には、実施要領別記2別表3に定める導入機械に係るポイントに該当する場合に○を選択すること。

7 加算ポイント

加算ポイントの項目	留意点	該当の有無 (※)	ポイント(自動表示)
①農業現場への貢献度(自動算定)		/	0
②新規事業への展開に係るポイント	以下のいずれかに該当する場合、加算する。 ・既に何らかのサービス事業を行っている者のうち、これまでサービスに用いていた農業機械に加え、新たに別の種類の農業機械を用いて新規事業（ドローンを水稻の農薬散布サービスにのみ利用する場合を除く。）に取り組む場合。 ・これまでサービス事業を行っていない者のうち、新たに農業機械を用いたサービスを提供する取組（ドローンを水稻の農薬散布サービスにのみ利用する場合を除く。）を実施する場合。	-	0
③スマート農業機械の導入	事業実施主体が導入する農業機械が、スマート農業機械に該当する場合、加算する。 ・自動操舵農機（後付け装置及び自動走行農機を含み、ドローンを除く。） ・電動草刈機（自立走行式又はリモコン式のもの） ・食味・収量センサ付コンバイン ・収穫ロボット（カメラ・AIによる画像分析等により収穫の可否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット） ・可変施肥機（ほ場マップ等のデータを参照して自動的に可変施肥を行う機能を有するブロードキャストや田植機、施肥用ドローン等） ・センシングドローン ・このほか申請時点において農林水産省がスマート農業技術活用促進法に基づき認定した生産方式革新実施計画におけるスマート農業機械	-	0

④スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の認定	以下のいずれかに該当する場合、加算する。 ・本事業の事業実施主体が農業者にあつては、採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和6年法律第63号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。）に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致している場合。 ・本事業の事業実施主体がサービス事業者又は食品等事業者である場合にあつては、採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致している場合。	—	0
⑤農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定	農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）に基づく事業参入計画の認定を受けている場合、加算する。	—	0
⑥みどり投資促進税制の対象機械の導入	事業実施主体が導入するスマート農業機械等が、申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合、加算する。	—	0
⑦みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定	本事業の申請に係るサービス事業がみどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合	—	0
⑧サービス提供先農業者におけるみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定	サービス提供先の農業者に、みどりの食料システム法第19条第1項及び第3項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている農業者が含まれている場合、加算する。	—	0
⑨地域計画への位置づけ	サービス提供地域において策定された地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち、将来像が明確化された地域計画又はブラッシュアップされた地域計画に事業実施主体がサービス事業者として位置付けられている場合、加算する。	—	0
⑩中山間地域における農業支援サービスの展開	サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合、加算する。 ただし、中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標（※）において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のことを指し、平地は中山間地域以外の地域を指す。 ※HP（ <a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsume.html">https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsume.html</a> ）掲載の「農業地域類型一覧表（令和5年3月2日改定）」の第一分類で「中間農業地域」=3、「山間農業地域」=4と区分されている地域を確認すること。	—	0
※網掛け部分について、該当する場合には、○を選択の上、根拠資料を添付すること		合計	0

## 8 要件等の確認

### (1) 個人情報の取扱いの確認

<input type="checkbox"/>	私は、次の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。
--------------------------	-----------------------------------

(次の「個人情報の取扱い」について同意する場合は、印にチェックを必ずご記入ください。)

#### 個人情報の取扱い

農林水産省、都道府県、民間団体は、スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策の実施に際して得た個人情報について、「個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の実施のため利用します。

また、農林水産省、都道府県、民間団体は、本事業の実施に係る説明会や国の他の補助事業の補助金交付等のため、関係機関に必要最小限度内において提供する場合があります。

### (2) 「農業分野におけるAIデータ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約

申請時	実績報告時
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※「農業分野におけるAIデータ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約を予定又は締結した場合は、チェックすること。

### (3) オープンAPIへの対応

導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を

<input type="checkbox"/>	整備している	<input type="checkbox"/>	整備していない
--------------------------	--------	--------------------------	---------

※トラクター、コンバイン又は田植機の導入方又はリース導入を希望する場合は、以下の「参考」をご確認の上、導入を希望する農機のメーカーの状況について、チェックを入れること。

(参考) APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している・整備する見込みである農機メーカー  
(令和7年10月時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)

国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社

海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V (Case IH、New Holland、Steyr)、  
Deere & Company(John Deere)、SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

※1 「整備していない」にチェックをした場合は、整備しているメーカーの農機に変更いただくか、導入を希望する農機でなければ事業目的を達成できない旨を別途証明いただく等の対応が必要となります。

※2 なお、「整備していない」にチェックした場合でも、導入を希望されるトラクター、コンバイン、田植機のメーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合はメーカーの変更等の対応は不要です。

(4) 交付決定の取消の確認

次に該当する場合はチェックを入れること。

事業実施主体が過去3か年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条第1項又は第2項の規程に基づく交付決定の取消を

<input type="checkbox"/>	受けたことがない
--------------------------	----------

(5) 暴力団員でないことの確認

次に該当する場合はチェックを入れること。

事業実施主体（個人である場合はその者、法人である場合は役員等）に

<input type="checkbox"/>	暴力団員が所属していない
--------------------------	--------------

※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

9 添付資料

申請書類チェックシートに記載のある書類を提出すること。ただし、申請書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能なものについては、以下に当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。複数ある場合は適宜行を追加して記入すること。

1	事業実施主体の概要が分かる資料	7	（スマート農業機械等をリース導入する場合） 別添1-1号、1-2号（機械リース計画書）	13	成果目標及びそれに付随する計画に係る目標値の根拠（同意書等）
2	財務資料	8	（農業機械専用運搬車を導入する場合） 別記2様式第1-7号 （農業機械専用運搬車導入理由書）	14	審査基準の加算ポイントに係る証拠書類
3	事業実施体制の分かる資料	9	経費使用に関する参考資料	15	別記2様式第1-6号申請書類チェックシート
4	別記2様式第1-4号（事業実施体制に関する資料）	10	（事業の一部を委託する場合） 委託契約書（案）	16	その他参考資料
5	（スマート農業機械等の導入に取り組む場合） 導入機械の性能が分かるパンフレット	11	別記2様式第1-3号 （サービス利用者一覧）	17	
6	（スマート農業機械等を導入する場合） 見積書	12	成果目標及びそれに付随する計画に係る現状値の根拠（現状の受委託契約書等）	18	
書類名		URLの記入欄			

## サービス事業利用者一覧

### スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援

1 事業実施主体名

--

2 直接サービスを提供する農業者

No.	サービスを利用する農業者名(※1)	サービス提供先の地域(市町村、集落名等)	提供サービス(必ず記載すること)							目標年度までの契約書の有無	(一の場合)見込んだ方法(※4)	環境負荷低減事業活動実施計画の認定
			中山間地に該当(※2)	内容(防除、施肥、収穫等)※加工・流通・販売に係るサービスは除く	対象作物	(A) サービスを提供している現状値面積(※3)	(B) 成果目標年度においてサービスを提供する面積(※3)	(B)-(A) 拡大面積				
1			-				ha	ha	ha	-		
2			-				ha	ha	ha	-		
3			-				ha	ha	ha	-		
4			-				ha	ha	ha	-		
5			-				ha	ha	ha	-		

※1: サービス利用者が膨大の場合、サービスを利用する農業者等が記載された別業を添付することにより、記載を簡略化することも可とする。

※2: 「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)の農業地域類型区分別基準指標において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域を指し、平地は中山間地域以外の地域を指す。

※3: (A)及び(B)に記載する面積は、延べ面積で記載すること。(A)には、事業実施前年度の利用者の実績を記載すること。

※4: 「-」と記載した場合について、その詳細(確保の方法や契約状況等)を記載すること。

※: 記載欄が足りない場合、適宜行を追加して記載すること。

3 農協等を経由して間接的にサービスを提供する農業者

No.	サービスを展開する農協等名	サービス提供先の地域(市町村、集落等名)	提供サービス(必ず記載すること)							目標年度までの契約書の有無	(一の場合)見込んだ方法(※4)	
			中山間地に該当(※)	内容(防除、施肥、収穫等)※加工・流通・販売に係るサービスは除く	対象作物	(A) サービスを提供している現状値面積	(B) 成果目標年度においてサービスを提供する面積	(B)-(A) 拡大面積	サービス利用者数			
1			-				ha	ha	ha	人	-	
2			-				ha	ha	ha	人	-	
3			-				ha	ha	ha	人	-	

※サービス提供先の地域が中山間地域とこれ以外に分かれる場合は、区別して記載すること(「中山間地域における農業支援サービスの展開」のポイント加算に該当しない整理とする場合には、この限りではない)。

4 本事業におけるニーズ調査等を踏まえて新たに確保するサービス利用者の人数(立上げ・事業拡大の取組に取り組む場合のみ記載)(※)

ニーズ調査等を行う地域名及び農業者の属性等	対象となる農業者数	ニーズ調査等により新たに確保するサービス利用者の人数	ニーズ調査等により新たに確保するサービス提供面積	ニーズ調査等により新たに確保するサービス利用者の人数やサービス提供面積の根拠等
	人	人	ha	

※ スマート農業機械等の導入に取り組まない場合は、当該欄のみの記載でも可。

5 現状面積及び成果目標年度における面積の合計(2~4の合計)

(A) 合計面積(ha)	(B) 合計面積(ha)	(B)-(A) 面積(ha)	ニーズ調査等により確保する面積	サービス利用者数(2~4のサービス利用者の合計)	ニーズ調査等により確保する利用者数
ha	ha	ha	ha	人	人

**事業実施体制に関する書類**  
 スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援

○年○月○日時点

<b>1. 事業実施主体の概要(※)</b>	
名称	
所在地	
代表者	
副代表者、役員等	
事業年度	
従業員数	
事業内容	
<b>2. サービスの概要(※)</b>	
サービス分類	
サービス内容	
サービス対象品目	
サービス対象地域	
サービス提供期間	
サービスの最低利用期間	
<b>3. 料金・オプション(※)</b>	
基本料金単価	
追加料金要件	
その他サービス利用者が負担する主な料金	
解約・違約費用等	
<b>4. サービスの提供開始までの手続・期間、実施体制、サービス利用申込期限(サービス利用開始○日前まで等)</b>	
<b>5. サービス利用にあたって農業者等が実施すべき事項</b>	
<b>6. 責任範囲・保証内容</b>	
<b>7. 保有資格等</b>	
<b>8. 問合せ先(※)</b>	
電話番号	
受付時間	
担当部署	
メール、問合せフォーム等	

(注) ※を付したものは必須事項です。

## 「みどりチェック」チェックシート

事業名			
組織名			
代表者氏名			
住所		↓該当する方に○	
連絡先		申請時 (します)	<input type="checkbox"/>
		報告時 (しました)	<input type="checkbox"/>

↓該当する方に○

解説書



- ・申請時は、項目に取り組む意思を示すため、全ての項目にチェックを入れてください
- ・報告時は、各項目の取組状況を振り返り、取り組んだことを確認してチェックしてください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

チェック	環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
<input type="checkbox"/>	④	正しい知識に基づく作業安全に努める
<b>エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除</b>		
<input type="checkbox"/>	⑤	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等)ように努める
<input type="checkbox"/>	⑥	環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
<b>悪臭及び害虫の発生防止</b>		
<input type="checkbox"/>	⑦	※肥料・飼料等の製造を行う場合(該当しない <input type="checkbox"/> ) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
<b>廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</b>		
<input type="checkbox"/>	⑧	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑨	資源の再利用を検討
<b>生物多様性への悪影響の防止</b>		
<input type="checkbox"/>	⑩	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合(該当しない <input type="checkbox"/> ) 生物多様性に配慮した事業実施に努める
<input type="checkbox"/>	⑪	※特定事業場である場合(該当しない <input type="checkbox"/> ) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)、農薬取締法(昭和23年法律第82号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

**申請書類チェックシート**  
 スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援

事業実施主体名

※申請書類を送付する際に、このチェックリストで書類のチェックを行い、申請書類と併せて提出してください。  
 ※提出する場合は「✓」、該当しないものは「-」を選択すること。

申請書類及び添付書類		添付 必須	チェッ ク欄
○事業にかかる書類			
1	別記2様式第1号、1-1号（事業実施計画書（総括表））	○	
2	別記2様式第1-2号（事業実施計画書（詳細））	○	
3	事業実施主体の概要がわかる資料 ※事業実施主体が法人及び団体である場合には、定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等、事業に取り組む事業者の概要がわかるものを添付する。	○	
4	財務資料 ※財務諸表等、事業実施主体の財務状況が分かるもの（原則として過去3か年分の財務三表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）や青色申告書の決算書、白色申告書の収支内訳書を提出。新規開業の場合は、新規開業以前の事業での実績がわかる資料を提出。新規開業に係る公的機関（またはそれに準じる組織）の証明があることが望ましい。）。	○	
5	事業実施体制の分かる資料 ※別記2様式第1-2号（事業実施計画書（詳細））の事業実施体制図を添付により記載を省略する場合は、事業実施に当たっての実施体制がわかるものを添付すること（フロー図など）。		
6	別記2様式第1-4号（事業実施体制に関する資料）	○	
7	（スマート農業機械等の導入に取り組む場合）導入機械の性能がわかるパンフレット等		
8	（スマート農業機械等の導入を活用する場合）見積書 ※経費の単価の設定根拠が確認できる複数事業者からの見積り（導入台数分・原則3者以上）を添付すること。  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下、「入札等」という。）に参加しようとするものに対し、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和7年4月1日付け6農産第5163号農林水産事務次官依命通知）別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、以下に✓を記入すること。  <input type="checkbox"/> 入札等の実施における指名停止に係る申立書を整備した                 </div>		

申請書類及び添付書類		添付 必須	チェッ ク欄
9	(スマート農業機械等をリース導入する場合) 別添1-1号、1-2号(機械リース計画書)		
10	(農業機械専用運搬車を導入する場合) 別記2様式第1-7号(農業機械専用運搬車導入理由書)		
11	(立上げ・事業拡大の取組を実施する場合) 経費使用に関する参考資料 ※経費のうち謝金、人件費、賃金等の支払いを予定している場合は、これらの単価の設定根拠が確認できる資料。なお、人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。		
12	(事業の一部を委託する場合) 委託契約書(案)		
13	別記2様式第1-3号(サービス利用者一覧)	○	
14	成果目標の及びそれに付随する計画に係る現状値(事業実施前年度)の根拠(現状の受委託契約書等)		
15	成果目標及びそれに付随する計画に係る目標値の根拠(同意書等)	○	
16	審査基準の加算ポイントに係る証拠書類		
○その他必要な書類			
17	別記2様式第1-5号(「みどりチェック」チェックシート)	○	
18	別記2様式第1-6号(申請書類チェックシート)(本チェックシート)	○	
19	その他参考資料		

(注) 申請内容等の確認のため、必要に応じて、農林水産省から追加の資料を求める場合がある。

(リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組用)

### 機械リース計画書

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援

年 月 日

〇〇地方農政局長等 殿  
または 〇〇都道府県知事 殿

#### 【事業実施主体名】

フリガナ  
氏名

フリガナ  
代表者氏名

〒

住所

電話番号

#### 【リース事業者名】

フリガナ  
事業者名  
代表者名

〒

住所

電話番号

※導入する機械によって  
リース事業者が異なる  
場合はリース業者毎に  
作成してください。

機械リース計画書を作成したので提出します。

- リース計画に基づいて、次の取組を行います。
- リース事業者がリース計画に違反した場合（リース事業者の責めに帰さない場合を除く。）  
及び事業中止した場合には、リース事業者が地方農政局長等または都道府県知事に補助金を  
返納します。
- 本取組に係る補助金を、このリース事業者が指定する口座に振り込むことについて  
合意します。
- リース料補助金額 \_\_\_\_\_ 円
- 取組の内容  
別添個票のとおり。

個票 (リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組用)

## 機械リース計画書 (No.○)

## リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組

対象機械	機種名		数量	台
	型式名			
	現有機の有無 (有の場合：能力・取得年月・台数など)			
リース期間	開始日～終了日 (※1)		～	(年)
	リース借受日から○年間 (※2)			(年間)
リース物件購入価格 (税抜き)				(円)
うちオプション分 (税抜き)				(円)
残存価格 (リース期間終了後の残価設定)				(円)
リース料補助金額				(円)
リース諸費用 (金利・保険料・消費税)				(円)
うち税相当分				(円)
機械利用者負担リース料 (税込み)				(円)
リース物件保管場所				
リース事業者名				

注 1 : ※ 1 及び ※ 2 については、いずれかを記入すること。

注 2 : リース料補助金額は、A、Bのいずれか小さい額を記入すること。

A: [リース物件購入価格 (税抜き)] × (リース期間 / 法定耐用年数) × 1 / 2 以内

B: ([リース物件購入価格 (税抜き)] - [残存価格]) × 1 / 2 以内

注 3 : 複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成すること。

注 4 : 添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等 (全社分)
- ② その他地方農政局長等が必要と認める資料

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿<sup>※1</sup>

〇〇都道府県知事 殿<sup>※1</sup>

事業実施主体名  
所在地  
代表者氏名

農業機械専用運搬車導入理由書

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援において、農業機械専用運搬車の導入を行う理由等について、関係書類を添えて提出する。

1. 本事業の取組に係るサービス事業の実施に当たって、農業機械専用運搬車の購入が必要不可欠な理由

2. 補助事業における当該農業機械専用運搬車の具体的な使用内容

3. 導入を予定している農業機械専用運搬車のメーカー名等

メーカー名	農業機械専用運搬車の種類	車名	排気量	新車・中古車の別 (残存年数※)

※残存年数は、法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数を記載すること。

(注) 1 関係書類として、当該農業機械専用運搬車の見積書あるいはカタログ等を添付すること。なお、採択を受けた後、購入する車種を変更しようとする場合は、必ず事業申請先に相談することとし、事前相談なく見積書等と異なる農業機械専用運搬車を導入した場合には、補助対象外とする。

2 事業実施計画の変更等により事後に補助対象経費に加えることは認めない。

3 ※1について、提出先の地方農政局長等名または都道府県知事名を記入すること。

### 都道府県事業実施計画書

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援

都道府県名：

1 事業計画

事業の目的・内容	
事業完了予定日	

2 総括表

		総事業費（円）	国庫補助金（円）	自己資金
合計額		0	0	0
	立上げ・事業拡大の取組	0	0	0
	スマート農業機械等の導入	0	0	0
	都道府県推進事務（※）			

※都道府県内の事業実施主体が、立上げ・事業拡大の取組及びスマート農業機械等の導入で申請する国庫補助金額合計額の10%以内とすること。

3 都道府県実施計画申請者内訳

番号	事業実施主体名	本事業の取組に係るサービス事業の種類	本事業の取組に係るサービス事業の内容	取組メニュー	取組内容			
					本事業の取組内容の概要	スマート農業機械等の導入 (複数台導入する場合は、一つのセルにまとめて記入)		
						農業機械の名称	メーカー名	型式・台数
				<input type="checkbox"/> 立上げ・事業拡大の取組				
				<input type="checkbox"/> スマート農業機械等の導入				
				<input type="checkbox"/> 立上げ・事業拡大の取組				
				<input type="checkbox"/> スマート農業機械等の導入				
				<input type="checkbox"/> 立上げ・事業拡大の取組				
				<input type="checkbox"/> スマート農業機械等の導入				
				<input type="checkbox"/> 立上げ・事業拡大の取組				
				<input type="checkbox"/> スマート農業機械等の導入				
				<input type="checkbox"/> 立上げ・事業拡大の取組				
				<input type="checkbox"/> スマート農業機械等の導入				

（注1）適宜行を追加すること

（注2）申請者から提出された様式及び添付資料を添付すること。

成果目標及びそれに付随する計画			事業実施要領別記2-1の第2の4の(3)の要件の確認			事業完了 予定日	総事業費 (円、税込)	負担区分		
成果目標	成果目標に付随する計画							国庫補助金 (円)	補助率	自己資金 (円) (リース導入 の場合：共同 申請者に支払 うリース費用 総額等)
本事業の取組に係るサービスを活用する農地面積に係る成果目標 (ha)	本事業の取組に係るサービスを買う経営体数に係る計画 (経営体)	事業実施主体の提供するサービス全体の売上に係る計画 (万円)	本事業で導入する農業機械を用いたサービスに係る売上見込み (万円)	処分制限期間における年あたりの機械費 (本事業で導入する農業機械の価格合計÷耐用年数)	全ての導入費用を償うことが見込まれる					
								定額		
								1/2以内		
								定額		
								1/2以内		
								定額		
								1/2以内		
								定額		
								1/2以内		

共通の審査項目における点数							各事業の審査項目における点数														
必須事項		基本事項				総合評価															
①事業実施主体の適格性		②事業の継続性	③成果目標の妥当性	④事業の実現可能性	⑤実施体制	⑥事業費の妥当性	①から⑥を踏まえた総合的な評価	1 計画内容の実効性	2 計画内容の実効性	3 農業現場への貢献度	4 新規事業への展開に係るポイント	5 サービス事業の提供期間の長期化等取組	6 スマート農業機械の導入	7 スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の認定	8 農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定	9 みどりの投資促進税制の対象機械の導入	10 みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定	11 みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定	12 地域計画への位置づけ	13 中山間地域における農業支援サービスの展開	審査のポイント合計
①-1事業実施主体要件等を満たしているか	①-2事業実施計画書に記載されたサービスの内容は、農業支援サービスに該当するか。																				

### 都道府県推進事務費内訳表

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援

都道府県名：

1 概要

推進事務費の額（円）	
国庫補助金の合計額（円）	
推進事務費申請額（円）	

（注1）推進事務費申請額は、国庫補助金の合計額の10%を超えないこと。

2 推進事務費の内訳表

費目	細目	金額（円）	内 容	内 訳
推進事務費の合計				

（注2）「費目」及び「細目」欄には、実施要領別記2別表3に掲げる費目及び細目を記載すること。

別記2様式第4号（第7第3項関係）

令和〇年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち  
 スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業費補助金  
 （農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援）概算払請求書

番 号  
 年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

事業実施主体  
 所在地  
 代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった事業について、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業実施要領（令和7年4月1日付け6農産第5164号農林水産省農産局長通知）別記2の第7第3項の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記のとおり金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、令和〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	補助事業 に要する 経費	国庫補 助金	既受領額 (B)		遂行状況  〇月〇日 現在の出 来高	今回請求額 (C)		残高 (A) - ((B)+(C))		事業完 了予定 年月日	備 考
			金額	出来高		金額	〇月〇日 現在の出 来高	金額	〇月〇 日まで の出来 高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 下線部は、交付等要綱第17第1項ただし書の規定による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
- 2 「区分」の欄には、交付等要綱別表2の区分の欄の事業名を記載すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

- 4 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記2様式第5号（第7第4項関係）

令和〇年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち  
 スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業費補助金  
 （農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援）実績報告書

番 号  
 年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

事業実施主体名  
 所在地  
 代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業実施要領（令和7年4月1日付け6農産第5164号農林水産省農産局長通知）別記2の第7第4項の規定により、その実績を報告する。

（また、併せて精算額としてスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業費補助金（農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援）〇〇〇円の交付を請求する。）

記

1 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に 要した経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	円	円	円	
A				

- (注) 1 「区分」の欄には、交付等要綱別表2の区分の欄の事業名を記載すること。ただし、補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。
- 2 負担区分には、補助事業の内容に応じて経費を負担する者の名称等を記載するとともに、必要に応じて欄の追加を行うこと。
- 3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 地方公共団体の一般会計
- 地方公共団体の特別会計、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が 5 % 超となることが確実に見込まれるもの

4 事業の完了年月日 令和〇年〇月〇日

5 収支精算

(1) 収入の部

区分	前年度	当年度	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合					

(2) 支出の部

区分	前年度	当年度	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合					

(注) 区分の欄は、別表 2 の経費の欄の事業名を記載する。

6 添付資料

- ・ 事業の実績を記載した事業実施計画書
- ・ 支払い経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写し
- ・ 支払い経費の確認のための資料（契約書、請求書、領収書等の写し）
- ・ 事業実施等の確認のための資料（写真、議事録、出来高設計書、財産管理台帳等の写し）

(注) 1 添付書類については、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）。

2 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

3 本文括弧書きは、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載する。

## 事業実施状況報告書

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援

提出先：

1 事業実施主体名

2 本事業で取組んだメニュー

<input type="checkbox"/>	立上げ・事業拡大の取組
<input type="checkbox"/>	スマート農業機械等の導入

3 成果目標等の達成状況

(1) 成果目標の達成状況

事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標 (ha)	事業実施前年度 (令和○年度)	事業実施年度 (令和○年度)	令和○年度	目標年度 (令和○年度)	事業実施状況報告年度 (令和○年度)の 達成率 (%)	事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積の拡大量 (※3)
成果目標年度までの各年度における目標値 (※1)	/				/	
成果目標年度までの各年度における実績値 (※2)						

※1：事業実施計画書に記載した各年度における目標値を転記すること。

※2：報告対象年度以前の実績値について記載すること。

※3：目標値については、目標年度の目標値－事業実施前年度の実績値により算出すること。実績値については、報告対象年度の実績値－事業実施前年度の実績値により算出すること。

(2) 成果目標に付随する計画の達成状況

(ア) 本事業の取組に係るサービスを活用する経営体数に係る計画(数)	事業実施前年度 (令和○年度)	事業実施年度 (令和○年度)	令和○年度	目標年度 (令和○年度)	事業実施状況報告年度 (令和○年度)の 達成率(%)
成果目標年度までの各年度における計画値(※1)					
成果目標年度までの各年度における実績値(※2)					

(イ) 事業実施主体の提供するサービス全体の売上に係る計画(万円)	事業実施前年度 (令和○年度)	事業実施年度 (令和○年度)	令和○年度	目標年度 (令和○年度)	事業実施状況報告年度 (令和○年度)の 達成率(%)
成果目標年度までの各年度における計画値(※1)					
成果目標年度までの各年度における実績値(※2)					

※1: 事業実施計画書に記載した各年度における計画値を転記すること。

※2: 報告対象年度以前の実績値について記載すること。該当がない場合は、「-」を記入すること。

4 成果目標を達成するに当たって実施した取組内容(自己資金により導入した機械、作業の工夫等についても記入すること)

--

5 添付資料

成果目標達成状況の値に関する根拠資料を添付すること。

6 事業の進捗状況及び成果目標の達成状況に対する評価

--

別記2様式第7号（第8関係）

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿<sup>※1</sup>  
〇〇都道府県知事 殿<sup>※1</sup>

事業実施主体名  
所在地  
代表者氏名

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援の事業実施状況報告書（〇〇年度）の提出について

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業実施要領（令和7年4月1日付け6農産第5164号農林水産省農産局長通知）別記2の第8の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- (注) 1 別添として、別記2様式第6号の事業実施状況報告書を添付すること。  
2 ※1について、報告先の地方農政局長等名又は都道府県知事名を記入すること。

**都道府県事業実施状況報告書**  
 スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援

提出先：

都道府県名：

1 成果目標達成状況（実績値）

事業実施主体名	成果目標及びそれに付随する計画	事業実施前年度 （令和〇年度）	事業実施年度 （令和〇年度）		令和〇年度		目標年度 （令和〇年度）		事業実施状況報告対 象年度（令和〇年 度）の達成率（%）	拡大量（目標年度実 績値－事業完了前年 度実績値）
		実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値		
	農地面積に係る成果目標（ha）									
	経営体数に係る計画（数）									
	売上に係る計画（万円）									
	農地面積に係る成果目標（ha）									
	経営体数に係る計画（数）									
	売上に係る計画（万円）									
	農地面積に係る成果目標（ha）									
	経営体数に係る計画（数）									
	売上に係る計画（万円）									
	農地面積に係る成果目標（ha）									
	経営体数に係る計画（数）									
	売上に係る計画（万円）									

（注1）対象年度の実績値÷対象年度の目標値×100により算出する。

（注2）事業実施主体から提出された様式及び資料を添付すること。

## 評価報告書

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援

提出先：

### 1 事業実施主体名

事業実施主体名				
法人番号（法人の場合）		代表者	役職	
事業実施主体の所在地			氏名	
担当者	所属・役職	会計担当者	所属・役職	
	氏名		氏名	
	電話番号		電話番号	
	E-mail		E-mail	

### 2 本事業における取組内容

### 3 成果目標の達成状況

成果目標	目標値			実績値			達成率 (%)
	目標年度における農地面積	事業実施前年度の農地面積	目標値 (拡大量)	目標年度における農地面積	事業実施前年度の農地面積	実績値 (拡大量)	
	①	②	③ (①-②)	④	⑤	⑥ (④-⑤)	
事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大に係る目標 (ha)							⑦ (⑥÷③×100)

※根拠資料として、別記2様式第1-3号（サービス事業利用者一覧）に準じて、成果目標年度におけるサービス事業利用者一覧の実績を添付すること。

### 4 成果目標に付随する計画の実績値

成果目標に付随する計画における指標	目標値	実績値	備考
本事業の取組に係るサービスを活用する経営体数に係る計画 (数)			
事業実施主体の提供するサービス全体の売上に係る計画 (万円)			

### 5 評価所見

--

注 成果目標が達成されていない場合は、その理由について詳細に記載すること。

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿<sup>※1</sup>  
〇〇都道府県知事 殿<sup>※1</sup>

事業実施主体名  
所在地  
代表者氏名

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援の評価報告書の提出について

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業実施要領（令和7年4月1日付け6農産第5164号農林水産省農産局長通知）別記2の第8第2項の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注） 1 別添として、別記2様式第9号の評価報告書を添付すること。  
2 ※1について、報告先の地方農政局長等名又は都道府県知事名を記入すること。

## 都道府県評価報告書

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援

提出先：

都道府県名：

1 成果目標達成状況（実績値）

事業実施主体名	成果目標の達成状況			成果目標に付随する計画の実績値				都道府県による評価所見
				サービスを活用する経営体数に係る計画（数）		事業実施主体の提供するサービス全体の売上に係る計画（万円）		
	目標値 （拡大量）	実績値 （拡大量）	達成率	目標値	実績値	目標値	実績値	

（注1）事業実施主体から提出された様式及び資料を添付すること。

（注2）達成率は、実測値÷目標値×100により算出すること。

別記2様式第12号（第9関係）

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援に関する事業評価票

評価機関名：							
都道府県名	事業実施主体名	事業実施年度	成果目標の達成状況			具体的な取組内容	地方農政局（北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局）の評価所見
			目標値 （拡大量）	実績値 （拡大量）	達成率		

- (注) 1 成果目標の達成状況欄に達成状況の経過を記載すべき事業にあつては、適宜列を挿入し記載するものとする。
- 2 達成率は、実績値/目標値×100により算出すること。
- 3 適宜、行を追加して記載すること。

スマート農業機械等を導入又はリース導入する場合の補助対象基準

第 1 共通

- 1 事業実施主体がサービスを提供するために必要なスマート農業機械等であること。
- 2 本体価格が 50 万円以上（税別）であること。
- 3 新品であること。ただし、地方農政局長等又は都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1 年未満の端数は切り捨てる。）が 2 年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。
- 4 事業実施主体が既に所有（リースを含む。）している農業機械等の代替として、同種・同能力等のものを再度導入（いわゆる更新）するものではないこと。
- 5 事業実施主体はスマート農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札等の実施又は複数の業者（原則 3 者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。
- 6 本事業で導入するスマート農業機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償、天災等に対する補償を必須とする。）に加入すること。また、適切な盗難防止対策を確実に実施すること。
- 7 本事業で導入するスマート農業機械等に附帯するシステムサービスの提供者が農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン（令和 2 年 3 月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得しようとするときは、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあつては、当該貸付けの対象となる者。）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。
- 8 本事業では、農機データについて、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入し、又はリース導入する場合は、API※を自社の web サイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定すること。
  - ※ API（Application Programming Interface）とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。
  - ※ なお、トラクター、コンバイン、田植機のメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、この要件の対象にあたらぬ。
- 9 スマート農業機械等の導入又はリース導入を行った場合は、交付等要綱第 27 に定める財産管理台帳の写しを、地方農政局長等に提出するものとする。地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中のスマート農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。
- 10 スマート農業機械等の導入又はリース導入については、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について（令和 6 年 9 月 24 日付け 6 農産第 2268 号農林水産事務次官通知）」に定めるところにより取り扱うものとし、安全性検査の対象となっている農用トラクター

(乗用型・歩行型)、田植機又はコンバイン(自脱型)のうち令和7年度以降新たに販売される型式のものを導入し、又はリース導入する場合は安全性検査に合格したものの中から選定するものとする。

- 11 本事業により導入した機械等には、本事業名を表示するものとする。

## 第2 スマート農業機械等を導入する場合

スマート農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

## 第3 スマート農業機械等をリース導入する場合

- (1) 申請方式については、事業実施主体とリース事業者との共同申請を原則とする。この場合の補助金は、事業実施主体が選定したスマート農業機械等の購入を行ったリース事業者(共同申請者)へ支払うこととする。
- (2) スマート農業機械等のリース期間は、事業実施計画書の事業実施期間以上で法定耐用年数以内とする。
- (3) リースによる導入に対する補助金額(以下「リース料補助金額」という。)については、次の算式によるものとする。

$$\begin{aligned} \text{「リース料補助金額」} &= \\ &\text{「リース物件購入価格(税抜き)」} \times \text{補助率(1/2以内)} \end{aligned}$$

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料補助金額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料補助金額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$\text{「リース料補助金額」} = \text{「リース物件購入価格(税抜き)」} \times (\text{「リース期間」} \div \text{「法定耐用年数」}) \times \text{補助率(1/2以内)}$$

$$\text{「リース料補助金額」} = (\text{「リース物件購入価格(税抜き)」} - \text{「残存価格」}) \times \text{補助率(1/2以内)}$$

- (4) スマート農業機械等のリース導入に対する補助を行う地方農政局長等は、本事業が適切に行われるよう、事業実施計画書の審査においては、リース事業者の財務状況や過去の実績等の情報について共同申請者であるリース事業者へ照会するなど、配慮するものとする。